

平成24年12月6日 (木曜日)

---

議 事 日 程 (2)

平成24年12月6日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 松上 宏幸    2番 内海 猛年    3番 刀根 正幸    4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之    6番 田島 憲道    7番 辻本 一夫    8番 小田 武人  
10番 川上 誠一    11番 益田美恵子    12番 中西 定美    13番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】 (1名)

9番 今井 保利

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美    書記 井上 康治    書記 福田 雅代

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	松田義春	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

おはようございます。11番、益田美恵子、一般質問をいたします。通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず1点目に、ごみ減量化についてでございます。1、各年ごとの数値目標が掲げられていると思いますが、その進捗状況についてお尋ねいたします。2点目に、可燃ごみ処理経費は年間費用に対して幾らぐらいかかっているのか。また、人口比において1人当たりで換算したら幾らになるのか、お尋ねいたします。

それから、2点目に、大きな件名2、小型家電リサイクル法についてお尋ねいたします。レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて、小型家電リサイクル法の成立を受けて、これは来年の4月から施行されるものでございますが、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を勧める小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等再資源化促進法）が、本年2012年8月に成立をいたしております。来年2013年4月に施行となるわけでございますが、現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを日本は輸入に依存しております。その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されておりますが、同法により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されたのであります。

それに基づきまして、1、法律の制定を受けて、その概要についてお尋ねいたします。ア、法律の目的。イ、基本的な考え方。ウ、対象品目。エ、対象者。オ、各主体の責務。①国、都道府県、市町村、製造業者、認定事業者、小売店、国民の、私たち町民の責務はどうなるのか、お尋ねいたします。

要旨2、25年4月から施行されることになるわけですが、町の取り組み方法はどのようなふうにご検討されるのか、この点についてお尋ねいたします。

1回目を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

それでは、ごみ減量化について環境住宅課のほうでお答えいたします。

まず、芦屋町には、芦屋町ごみ減量化計画というものがございます。これは平成22年4月に策定され、ごみ減量の目標値は、平成20年度のごみ排出量を基準に、24年度に家庭系ごみはマイナス15%、事業系ごみはマイナス10%削減する計画となっております。この家庭系ごみの目標値を町民1人当たり排出量に換算しますと、平成20年度では549グラム、これは1人1日当たり549グラムのごみを82グラム削減して、467グラムが目標値。事業系ごみに関しては、1日当たりの排出量3,200キログラムを320キログラム削減して2,880キログラム。これを目標とする計画となっております。

進捗状況につきましては、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総量でご説明させていただきます。平成18年度のごみの総排出量は5,241トンで、この年をピークに平成23年度の排出量4,076トンと年々ごみの総排出量というのは減少しております。各年度ごとに説明いたしますと、平成19年度は前年度マイナス12.27%の削減となっております。これは平成19年4月1日からプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことにより、ごみの排出量が大きく減少したものと考えております。その後も約大体年間3%ずつ程度減少しておりますが、これはごみの分別や減量化への取り組み、また人口の減少に伴う自然減によるものと考えており、ピークの平成18年度と昨年度の23年度を比較しますと、削減率はマイナス22.2%、重量では1,165トンの削減となっております。

しかし、この計画ではあくまで基準年を平成20年度としておりますので、24年度の目標値のごみの排出量は3,758トンとなっておりますので、平成23年度の実績と比べますと、まだ318トンのさらなる削減が必要というふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

トンで言われると私たちはちょっとわかりにくいですが、パーセントでどれぐらいの前年比となるのか。やはり数値目標は広域も立ててあるわけございまして、22年度に広域も5%、それから24年度までは10%ということで、広域においては微量な減少ということになってるんです。大幅な削減には至っていないと。だから、トン数で言われるとちょっとなかなか難しいで

すが、目標数値を立てておられる平成20年度ですか、それに対しての現在の数値目標でどれぐらいの減量のパーセントになっているのか。そこをちょっとお知らせいただきたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

目標値については、それぞれ家庭系ごみと事業系ごみ、それぞれ目標値が15%と10%と違っております。この家庭系ごみと事業系ごみの状況をちょっと説明させていただきます。

現在、ごみの収集方法というのは、収集許可事業者が家庭系ごみと事業系ごみを一緒に集めているため、この家庭系ごみと事業系ごみを分けるというのは、ごみの袋、家庭用のごみと事業用のごみ総販売数に基づいた販売枚数で案分しておるのが実態でございます。ですから、中間・遠賀郡内、全ての事業所の袋と総販売数で案分したものが家庭系ごみと事業系ごみとなっておりますので、少し芦屋町だけの事情とはちょっと違ってくるということを前提で、一つの目安として聞いていただければと思います。

まず、家庭系ごみです。これは平成20年度については1万5,928トン。これは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計で、3,185トンです。これが23年度は2,750トンということで、マイナス13.66%になっております。これは目標値が15%ですので、あと約1.4%削減すると達成するということでございます。

それに対して事業系ごみです。事業系ごみは平成20年度が1,168トンとなっておりますが、この案分の方法というのものもあるのか、郡内、中間の事業所がふえたのか、平成21年度、22年度、23年度と事業系のごみが芦屋町の案分でいくとふえております。これで23年度の事業系ごみの実績からしますと1,326トンということで、これは逆に13.5%増ということになっておりますので、目標値からするとマイナス23%、さらなる削減が必要というような状況になっております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

今言われましたように、広域でもやはりそのような実態が出ておまして、なぜふえたのかということの検証がなされたのかどうかというのがやはり疑問だと思うんです。削減目標を立てているわけですが、それに対して増になってるという。削減率がマイナスのほうが多くなってきているというのが、削減ができていればいいんですが、削減されてない部分が多くなってるとい、その点について、広域でも問題になっているのは一般廃棄物と、それから事業系ごみが一緒に、袋

で分けてるだけで、それで計算していくということなんです、はっきりした数値は現在のところ出てないです。一緒にやってるもんだから。だから、これがやはり問題ではないかと。なぜ事業系ごみと分けないかというのが議論されているわけですが。

この点について、減量化について、なぜ私がお尋ねするかと言えば、やはり今後、北九州との、北九州に今依存しているわけですから、それがいろんな面で上がってくるのではないかなという懸念があるわけですから、この家庭系ごみにおきましても、減量化についてはやはり毎年検証して、どのような手を打っていらっしゃるのか、お尋ねさせていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

お尋ねの家庭系ごみと事業系ごみの案分についてでございますが、現在、議員さんも言われたように、収集自体を一緒にしておりますので明確に区分けというのができておりません。仮にこれを明確に区分けをするということになりますと、それぞれ収集事業者が家庭系ごみと事業系ごみをそれぞれに分けないといけないという問題がございますので、現実には、これは広域の議会のほうでも議論されておりますけれども、収集にかかるパッカー車の数とか、その清掃事業社の職員の数とか、そういった収集にかかるコストが莫大に、莫大というか、かかってしまうということで、現在のところ、収集を別々にするということはちょっとできないというようなことになっております。実際に、この計画をつくったときの事業系ごみと家庭系ごみの案分については、従来は8対2とかいうような案分率を使っていたことがありますけれども、平成20年からごみ袋の販売枚数で案分率を出しておりますので、そこがまず大きくちょっと基準が変わったというのがあろうかと思えます。

ですから、最初にご説明させていただきましたように、芦屋町に関してはごみの総量、家庭系も事業系も合わせたところでご説明させていただきましたけれども、23年度は4,076トン、これは平成20年度の4,353トンに比べますとマイナス6.36%という削減になっております。これは、細かい検証というのは、実は私どものほうでもまだ細かくは分析ができておりません。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

それでは、2点目に、年間の可燃ごみ処理経費、この点についてのご回答をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

芦屋町が広域組合に支払うごみ施設経費の負担金というのは、平成23年度決算で約2億1,900万円を負担しております。ご質問の可燃ごみ処理経費でございますが、燃えるごみだけにかかる経費というのが実は積算されておられませんので、これも芦屋町が出すごみの総排出量、これは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、それと瓶、缶等のごみがあります。その総排出量が4,342トンあります。そのうち燃えるごみが3,715トン、約85.6%。ごみのうちの85.6%が燃えるごみとなっておりますので、この約2億1,900万円のうちの85.6%、約1億8,700万円が燃えるごみにかかる額というふうにお答えしたいと思います。この額の人口1人当たりの金額というのは、年間約1万2,200円となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今、年間の費用が1人当たりの1万2,200円ということ、これは大人から子どもまで入っていくわけですが、この金額が永久に続くというものではないわけです。焼却は今北九州に依存をいたしております。北九州は、行政改革の中で、民間にできるものは民間に委託してこうという方針を掲げているようでございます。その場合において、芦屋町、もちろん広域に参加しているわけですが、その焼却費用の値上げというのは当然発生してくるだろうと、このように考えるわけです。また、運搬費用、人件費とか、ガソリン代とか、ガソリン等の値上げ。広域でお伺いしたときには、ガソリン代が平均リッター150円で購入しているようでございます。これは各部署お聞きしましたが、やはり150.何円というような感じでした。消防だけがいろんな消防車の車の関係上155円っていうことになっておりましたが、平均したら150円ということの答弁があっておりました。だから、これはガソリンの値上げによって上がったか下ったかというものはあるわけですが、こういったものでガソリンも値上げをする。それから、人件費の問題、運搬費用、焼却の費用というのが依存してる関係上どうしても、下がるということは恐らく可能性としてはないのではなかろうかと、上がる可能性があるわけです。その場合においてのごみの減量化というのが大きく各自治体に、今課せられてる金額がどれだけ抑えていくかというのが各自治体の課題だと思っているわけです。

だから、ごみの減量化の今後の取り組みといいますか、今、子ども会で廃品回収とか自治区でやっておりますが、自治区未加入世帯への対応、今後そういったところのお考えはどのように行っていくのか、お考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。全体的に考えてやっていかな

いと減量化はとても進まないのではないかと考えておりますので、その点、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

ごみの減量化に向けた取り組みということでございますので、まずその点に関して1つ目としては、昨年度から取り組んでおります段ボールコンポストの購入補助について説明させていただきます。

平成23年度、昨年度は段ボールコンポストのモニター募集ということで、初めて取り組みをさせていただきまして、58世帯の方が受講されております。これを今年度、24年度、それと25年度、3年間モニターを続けて、段ボールコンポストの普及を広めようというふうに町では考えております。今年度は25世帯の受講者の方がいらっしゃいました。合計で約80世帯の方がモニターとして、それと船頭町区あたりではもう以前から取り組まれているという実態もございます。

この段ボールコンポストですけれども、大体1世帯当たり1日平均約500グラムの生ごみが処理できると考えられておりますので、これが月25日、これが1年間になりますと、1世帯で約150キロの生ごみが減量されるということになります。この150キロですけれども、北九州市には、議員さん言われたように、委託している1,000キロ当たり約2万円の処理費がかかっておりますけれども、その処理費に換算すると年間約3,000円、1世帯当たり3,000円の効果というものになっておりますので、町としては、まず生ごみの循環、減量対策ということで、この段ボールコンポストの普及に取り組んでいっております。

今年度25世帯のモニターに講演をしておりますけれども、今現在、正門町区のほうでは、ぜひコンポストの利用講座をしてほしいということで、来年1月に講習予定をしておりますし、25年度もモニターを募集して、新たに普及に努めたいと思っております。ほかにも、町のほうの補助金として電動コンポスト、これは電気による食品残渣を乾燥させて軽量化にするというようなものもございます。それと、従来からあります畑に置いてるコンポストとか、発酵促進剤等の補助も実施しております。これに続いて、これらのコンポストによって生ごみを減量化しようということがまず一つ。

それと、先ほどおっしゃいました集団回収についてでございます。平成23年度の実績では約33団体、これ重量にして46万2,346キログラム回収して、奨励金を約270万円お支払いしております。この集団回収については、最近3年間については、もうほぼ横ばいの状態でございます。環境住宅課としては、このごみの減量化については、一番は生ごみ、次は古紙類、古い紙等の減量化を特に取り組む必要があるのではないかというふうに考えておりますので、この

集団回収についても、自治区に加入されていない方とか、実際この団体には自治区で実施されてある方とか、子ども会で実施されてる団体とか、さまざまでございますので、いろいろ普及啓発をして、集団回収への取り組みを今後も盛り上げるようなことを考えたいと思っております。

それと拠点回収というのが、現在、芦屋町には15カ所あります。これはペットボトルであったり、食品トレイであったりとかいうものでございますが、将来的にはこの回収拠点をふやすことによって、通常燃えるごみに出すごみの量を減らしていこうということでございます。あとは、これらの啓発をどういうふうにしていくかというようなことが我々に課せられているというふうを考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

集団回収の場合15カ所ということでございますが、あれはトレイ、それからペットボトル、牛乳パックということなんです。多く私が気になるのがやっぱり雑紙という、何年か前から少しずつ浸透してまいりまして、回覧の中にもなかなか雑紙というのが書いていただけなくて、もう何度も何度も言った経緯があるんです。その雑紙がすごく多いです。それはもう全て、レシートからいろんなものが回収できるわけですから、封筒の中に見てほしくないのも小さくシュレッドにして、封筒の中に私も入れて出してるんですが、結構、箱とか紙とかいろんなものが雑紙はあるわけです。その雑紙が、自治区に加入されていない方というのはそのまま燃えるごみとして捨ててあるのではないかと、このように思うわけです。自治区に加入されていないところには回覧板は回りません。回覧板を回すのは自治区加入者のところだけに回っておりますので、そこがちょっと空白なところなんです。そのところをどうするかというのが減量化につなげる一つの要因になってくるのではなからうか。

あるいはそれ、さっと捨てたほうが便利がいいです。家の中に分別しなきゃならないわけですから、広いところじゃありませんから、2階に幾つも袋がかさむんです。それでもやっぱりこれは減量化につなげるんだって、1人当たりが、先ほども言われましたように、1万2,200円の金額が焼却費の中に入っているわけですから、やはり一人一人が気をつけていかないと、とてもこの減量化にはつながらない。町民の一人一人に、やはりいかにして徹底して周知をしていくかということが課題になると思うんです。

だから、この自治区の加入問題は、今役場の窓口では勧めていらっしゃるようではあります、なかなかまだ。浜口区は約半分ぐらいなんです。本当に大変厳しいなど。そういったところに、未加入者の世帯のところに行ってほしいといっても、やはり組長さんあたりは、そんなことで



ませんというやはり声がかかります。じゃあ、拠点回収にそういった雑紙を回収するところをつくるかって、これはまた大変無理なんです。だから、自治区長会の中でそういったものをお願いしていくのか、未加入世帯のところにも廃品回収のときには回覧を回してそれをやっていくかという、そのようなところを行政としてもアタックをしていただきたいと思うんです。その点についていかがでしょう。

**○議長 横尾 武志君**

副町長。

**○副町長 鶴原 洋一君**

正直言って、そういうまだ未加入者に対応する資源ごみの回収というのはできてないと思っております。

行政のいわゆる芦屋町ごみ減量化計画というのがございますが、その中で行政のごみ減量の行動計画というのをつくっております。PR、それから事業者、各種団体への情報提供、学校教育への充実、生涯学習への充実、各種イベントを利用した啓発、町民、事業者、行政とのパートナーシップの構築、商工会との連携による事業系ごみの削減、それから今ありました資源物の集団回収の推進、生ごみの堆肥化、減量化、役場庁舎から排出されるごみの削減等々、掲げてはおります。ただし、私どもまだまだと思っております。本当に真剣になってこのごみの減量化対策というのをやっていかなければならない。これはお金の問題だけではなくて、やはり資源化ということも、大きなテーマがございますので、やっていかなければならないというふうに自覚をしております。

この減量化計画自体は24年度までの今の計画でございます。25年度からまた新たな計画を策定しなければなりません。その中で、より具体的に行動計画を示した中で、こういうことを具体的にこういうふうにやりますという計画をつくり、それを皆さん方にお示しをして、その中でごみの減量化対策を推進していかなければならない、このように考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

ただいま副町長のご答弁がありましたので期待をいたしたいと思っております。

ただ、先ほどの段ボールコンポスト、これはなかなか大変というのが、軒下が無いといけないとか、ぬれたらいけないわけですから、ビニールをかぶせてやっていらっしゃるところもあるんですが、例えば住宅にお住まいになってる方というのは、そういったものがなかなかできにくいという。例えば、つくったとしても農園があるわけではありませんから、それを集める場所、そ

れを使っていたとところまで何かでき上がってないと、つくっても結局は捨てるという。じゃあ、生ごみの中に入れて捨てるのか、外に捨てるわけにもいかない、畑があればそこに肥料として入れることができますが、その問題点も残っているわけですので、それも一つの課題として今後検討していただきたいと思っております。

それでは、件名2、小型家電リサイクル法について。法律の成立を受けて、その概要についてのご答弁をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

それでは、小型家電リサイクル法のことについてご説明いたします。

この法律の正式名称ですけれども、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律と申しまして、来年4月1日に施行予定でございます。

この法律の目的ですが、使用済み小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用な物の相当部分が、現在回収されずに廃棄されているという状況に鑑み、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進、確保をもって、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することが目的となっております。これは、一つはレアアース等の資源の確保。2つ目には鉛等の有害物質の管理。3つ目には廃棄物の減量化。この3つを目的としております。

この法律の基本的な考え方でございますが、小型家電のリサイクルについては、一部の地域や品目において先行的にリサイクルが行われております。その取り組みを生かしながら、これらの取り組みを全国的に広げていこうという考え方から、小型家電のリサイクルを促進するための制度となっております。

対象品目として、現在のところ、電気機械器具、これは電子レンジとか、炊飯器とか、ポット、食器洗い乾燥機等でございます。それと通信機械器具ということで、電話機、ファクス、携帯電話。あとは電子機械器具、これはラジオとか、ビデオとか、カメラ、チューナーとか、DVD。それと電子計算機、これはパソコンとか、モニターとか、プリンターとかいった部品。あと医療機器として、マッサージ機器とか、電気治療器等。あとほかにも電球、電気照明、時計、ゲーム機等々の附属品などが対象品目として約100弱の品目が、現在のところ、対象品目としてなっております。

対象者としては、排出する一般家庭が対象となっており、回収先は、自治体が回収して、処理事業者は、国が認定する認定事業者が処理をするということになっております。

各主体の責務ということですが、まず国は、再資源化促進のための環境整備、認定事業者の指

導監督、普及啓発等を行うこと。都道府県については、市町村に対して必要な技術的援助及び普及啓発。市町村については、小型家電製品の回収、それと認定事業者への引き渡し及び普及啓発。製造業者に関しては、製造する電子機器、機械類が再資源化にしやすいような構造の製作、それと再生資源、それらをまた再生した資源の利用に努めること。認定事業者については、国の認定を受けて、自治体並びに小売店から引き取り、適正なリサイクルを実施するという。小売店については、消費者の適正な排出を確保するために協力すること。国民に関しては、小型家電等を適切に排出してリサイクルに努める、リサイクルに協力する——ということが、この法律の概要となっております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

ただいま概要についてのご説明があったわけですが、それでは、私たち国民の使用済みの小型家電を市町村や協力小売店に引き渡すことによりリサイクルに協力をするという私たちの責務と、それから自治体の市町村の使用済みの小型家電の回収を実施、普及啓発するというのが、来年の4月から実施されるわけですが、その点についての今どのような検討をなされているのか、お尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

今のご質問、この要旨2の今後の取り組みということもあわせて回答させていただきます。

現在、遠賀郡、中間市では、福岡県が実施しております使用済み小型電子機器等の広域回収モデル事業というものがございまして、それに基づいて本年7月からこの使用済み小型電子機器のリサイクルに既に取り組んでおります。先ほど説明したように、もう既にこの小型家電のリサイクルに郡内、中間も取り組んでおるということでございます。

この取り組みの内容としましては、今現在、小型電子機器に関しては燃えないごみとして排出されておりますので、その燃えないごみとして出された使用済み小型電子機器を広域組合のほうの手作業により選別して、民間の中間処理会社に売却しております。民間の中間処理業者は、それを細分化処理してレアメタル等を回収しております。このため、この法律施行後においても、町民の方のごみの出し方というのは今と何ら変わりませんし、小型電子機器のリサイクルも、今既に取り組んでおることがそのまま来年の4月以降も同じような方法で実施されるということになっております。

このため、町の取り組みとしましては、小型家電製品を再資源化するという事で資源の循環とごみ処理費用の軽減が図られるということもありますので、町民の皆様方にごみの分別及び適正な排出に協力していただくような啓発等が必要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

広域の中でもレアメタルの回収ということでお尋ねしましたら、現在、今ご答弁があつたように、燃えないごみの中からそれを抽出して、久留米のほうでしたか、どこかに出しておりますというお話をちょっとだけ、確実に聞いたわけではないんですが、よそのほうに出しているというお話があつておりました。

ただ、燃えないごみとして全てが出されているのか。ほかに、全部全て町民の方たちが燃えないごみとしてされていれば問題はないですが、今、無料で受け取つてるところとか、いろんな業者がありまして、そこに持っていかれる方もあるように思います。私の近くにありますが、それは常に何かいっぱいになっております。その都度どこかに持って行っておられる先はわかりませんが、品物が少なくなったら、またその場所に、どなたでも置いていいようになってるわけですから、そこで回収がされております。そのようなことは決してリサイクル、循環型社会にとってはきちっとしたリサイクルをされてないと思うんです。何か話によれば外国のほうに送っていらっしゃるとかいう、これはもう直接聞いたわけではありません。ただ、そういったお話というだけのことでですから確証はありませんけれども。

そのようなことが起こっていきますと、せつかくの、レアメタルというのは日本は生産できないわけですから、今外国に依存をしてるわけです。中国産出で97%、97%中国でできている。それから、プラチナ等も南アメリカとか、特定の資源国に偏っているのが特徴である。日本は液晶テレビとか、いろんなものを、ハイテク産業には不可欠な要素を持っているわけですので、今これが問題視されてるわけです。制限されてるというのか、圧力をかけて制限をする。少なく輸出をして、日本の経済にもすごく影響を及ぼしてきているというのが現在の状況なんです。それによっては、そのことをずっと減少させる中で、一つのカードとして中国は輸入している国で、そのことを1枚のカードとしてそれを持っているという。だから、輸入する側からしたら本当にリサイクル、また新しいそういったレアメタルの産出をやらなければ、とても日本の経済的そういった要素を阻害されてしまうということに今からなっていくというお話があつております。

2007年には沖縄近海で、11年春にはまた鹿児島港内で、レアメタルを含む熱水鉱床が発

見されたというテレビの報道もあっておりましたけれども、これをまた掘り出して事業に使っていくということはまだまだ。埋蔵されているということでございますので、今から何年かかってそれが掘り出されて日本の経済に大きな新しい力となっていくかというのはまだまだ未知の世界であります。

そういった、やはり日本が依存してるということに対して、やはりほかのオーストラリアとかも、またインドとかも、そういったのを、調達先を日本は求めていっているわけですが、それにもやっぱり支援、お金の援助とか、そういったものがなければそういった交渉が先に進まない。また、これも大変難しい。安定供給確保への取り組みというのは、資源国への支援、また使用済み製品からの効果的なレアメタル回収技術の開発や都市鉱山の利用促進、国家備蓄制度の導入、さらにはレアアースを使わない製品や代替品の開発も急いでいると。政府は、レアアースの確保やリサイクル設備の更新を後押しするため、国内企業の設備投資向け補助制度を設けているということでございますが、これはまた時間的に大変時間のかかる問題でありますので。

この都市鉱山ということで、私、都市と言ったら東京とか大阪の問題かなと思っておりましたら、携帯電話やゲーム機などに使われているレアメタルが世界的に不足し、価格が高騰している。携帯電話など14品目に含まれる資源は年間350億円に達すると試算をされているようでございます。これを鉱山に見立てたものを都市鉱山という。これまで金属回収しかされていなかったものを循環型社会に欠かせない仕組みとして、政府はリサイクルを義務づけられたと言われております。だから、捨てられてるわけですが、350億、年間、資源は使われてるわけですが、それが回収してリサイクルされてなかったわけですから、みすみす350億が捨てられていた。これを鉱山に見立てて、これだけのお金の山があるではないかと、これをリサイクルしない法はないという。依存している日本の国においては、特にこれのリサイクルに力を入れるというのが今後の今の課題のようでございますので、広域との連携の中で自治体はどのように進めたらいいとか、そのような話し合いはなされてないのでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

今現在、小型電子機器のリサイクルに取り組んでおります。これで環境省が認定する小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域というものに、本年11月27日に遠賀・中間広域組合も認定されております。認定されたことによって、小型家電専用の回収ボックスというのが、それぞれの市町村に2個ずつ国の支援で設置されることとなりますので、この回収ボックスができたら、芦屋町にも2カ所について回収ボックスを設置しようというふうに考えております。

郡内で小型家電の回収についての取り組みについての協議でございますが、現在のところ、今

の燃えないごみで出すというところでリサイクルプラザで手選別をやっておりますけれども、新たな小型家電専用の回収袋をつくるとか、小型家電専用の回収日をつくるとかっていうことになりまして新たな経費ってものがかかりますので、とりあえずは今の燃えないごみの中に入れていただければ、こちらのほうでピックアップして回収、リサイクルをするということを住民の方に、要は小型家電のリサイクルという視点を今後周知徹底するということが町の取り組みというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

ぜひ、来年度にスタートするわけでございますので、早急にそういった、予算は国から出るということでございますので、多少なりとも、少ないにしても出るというお話は聞いておりますし、事例がたくさん出ておまして、やはりなぜ回収するのかとか、そのメリットはどうなのかというところにおいても、やはり減量対策、まずは減量をやっていく。リサイクルです。循環型社会というのが一つの大きな国の目標がありますので、それに向かつての減量化をまずやりながら、その中でリサイクルできるものはリサイクルをやっていく。

特に、それから埋め立て処分場の延命化ということもあるわけです。ただ、今は、回収されていないところにおいては燃えないごみで回収されてるわけですから、それはもう埋め立てるしかないわけです。ところが、あらゆる手段を使ってそういったレアメタルとか、ほかの金属類を抽出していけば、その埋め立ての処分場の延命にもつながっていく。

そのようなやはりあらゆるメリットを、デメリットもあるかもわかりませんが、レアメタルを今度は回収したものを何か入札をやって、ある事業体においては入札をやって、キログラム20円で。1円というところもありました。0.何十銭ちゅうのもありますけれども、高いところではグラムで20円で販売してるという。そういったものができれば幾らかでも市町村の負担が軽くなっていくわけです。そのためには町民の皆様のお力をお借りしないと行政だけではとてもできません。

そのために、先ほど言いました自治区未加入世帯の方への資源回収に対しての心構えをどのようにやっていただくのか。また、今なさってる方でも、もう一度もう一度というふうな形で、やっぱり毎年毎年意識を高めていかないと、もうこれはいいだらうとやっぱりなりかねないんです。皆、忙しいわけですから。もう私でもぼんと捨てたいなと思って捨てるときもありますけど、やっぱりそれを取り出してプラスチックのほうに。切って、何ていうんですか、ペットボトルについてるのは剥いで、もう本当こっちに、プラスチックのほうに本当は入れなきゃいけないのに、

燃えるごみのほうがあったらぼんと入れちゃって、やっぱり悪いなと思って、やっぱりこのようにまた。意識しないとそれはなかなかできないと思うんです。だから、リサイクルすることが自分たちの生活を守っていくという、そのような意識づけを皆さんに徹底をしていくという、そのような。

最後でございますが、今後の、先ほどからも言うておられますので、取り組み方法は、2カ所、回収ボックスを費用があればやっていく、お金がきたらやっていくということでございますが。

あと全体的に、今言いました問題点について、もう一度、最後にお尋ねしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

ごみの減量化計画というものが既にできて、家庭系には15%、事業系には10%削減というふうにつくっております。現在のところ、町の取り組みとして目新しいものというと段ボールコンポストということになるかと思っておりますが、そこもまだ具体的にどれぐらいの検証ができていくかという、ちゃんとしたお答えが実は準備できていないというのが実態でございます。ただ、町としては、今益田議員さん言われてましたように、ごみの減量化に伴う資源循環社会とかいうことは環境のことに関しても非常に重要な案件だというふうに思っておりますので、今後、特に我々取り組んでいきたいと思っておりますのは生ごみと古紙類の回収ということで、そこがごみの減量化に対する大きな要因を占めているというふうに考えておりますので、それについて町民の方、皆さんに周知できるような方法をこちらのほうからもいろいろ情報提供等していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時からいたします。

午前10時52分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、1番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

皆さん、おはようございます。1番、松上でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

1点目は、いじめの対策についてでございます。文部科学省が実施したいじめの緊急調査で、全国公立小中高校などのいじめの認知件数が4月から半年間で14万4,054件に達したと報じています。わずか半年でこれだけのいじめの件数が把握されたことに対して、掘り起こせば幾らでも出てくるいじめの実態がより明確になったことについて、文部科学省の担当者は、できるだけ多く認知してもらい、早期に対応してもらうのが基本だと、今回の急増を評価するとしています。一方で、都道府県ごとの件数に著しいばらつきが出たことについて、報告すべき案件の判断基準やアンケート方法を各都道府県に委ねた結果だが、対処すべきいじめの線引きの難しさもあったと、このように報じています。また、現場の教師からは、教育現場を支えるカウンセラーや教師の増員、弁護士や警察との連携など多様な支援を求める声も上がっていると、このように指摘しています。

こうした調査結果を踏まえ、以下、3点について質問いたします。

まず、1点目につきましては、文部科学省が実施したいじめの緊急調査で、いじめの認知件数がわずか半年で14万件を超えたと報じていますが、芦屋町はこの調査に参加されたのか、されたのであれば、その結果どうだったのか。1点目の質問をして、後は順次質問をさせていただきます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

1点目についてお答えいたします。

県教育委員会教育長から、いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況にかかわる緊急調査についての依頼があり、調査を実施しております。

また、芦屋町における小中学生のいじめ認知件数は、中学校は1件、小学校はゼロ件となっております。中学校の1件については、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする内容で、既にいじめは解消されています。



以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今、回答をいただいたわけでありますが、中学校で1件、小学校はゼロだということで、これは大変いいことかどうかよくわかりませんが、この認知件数についてはどのようにお考えなのでしょう、お伺いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

今回の緊急調査の全国的な結果を申し上げて、その関係から述べたいと思います。

いじめの認知件数でございますが、国公立、私立学校の小中高等学校、特別支援学校を含んだ全国の件数でございますが、一番多い県が鹿児島県、1,000人当たりの認知件数が159.5件、2番目が奈良県の43.0件、3番目が宮城県の37.6件でございます。この3つにつきましては、23年度が1,000人当たりの認知件数が2件であったのが一気に159.5件、鹿児島県はふえております。奈良県におきましては23年度が1.8件、それから宮城県につきましては6.7件が37.6件となっております。

なお、福岡県につきましては、都道府県の47番目ということで1.0件となっておるということで、芦屋町の件数につきましては、全国的に見ても、自治体の中でも少ないうちだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

確かに、芦屋の町は非常に少ないというふうに今お聞きいたしました、これは例えば県内の他の市町村と比べた場合はどんな状況でしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

今回の緊急調査の県内の各自治体の件数までは、まだデータとしては発表がございませんので把握できておりませんが、従来からのいじめの件数におきましては、芦屋町においては県平均レベルに近い数字であったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

この件数を見られて、日常の学校生活の中で、どのようにこれを評価されますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

いじめの件数につきましては、なかなか小学校、中学校におきまして、子どもたちが隠すという状況にあります。このあたりの早期発見といいますか、子どもたちの様子を見て、それからグループの中にひとりぼつんとなっておるか。子どもが笑顔がない、そういった表情から見つかることもあるでしょうし、ほかの子どもたちからの聞いた中でとか、それから保護者からの申し出もあると思います。この発見がやっぱり一番難しいというふうに考えています。

その発見をどうするかということで、現在、小中学校におきましては、学校生活アンケートというのを毎月1回やっております。この中で、子どもたちから答えやすいような分で、アンケートから出てくる分が一番多いんじゃないかなというふうに思っております。そうした中で、先生たちが、出てきた分については的確に判断するために状況を把握して、対応しているということでございます。

いじめの取り組みにおいて、学校、それから教育委員会も含めて、いろんな対応をしていく。それから、関係機関との連携をとりながら、いじめの件数を少なくしていくというのが課題であろうかなというふうに思ってます。このあたりについては、こういった現在の取り組みが的確に反映されているんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今回の調査は、わずか半年間で14万件が検出されたということで、これが学校で把握されたということ、これを掘り起こせば幾らでも出てくるいじめの実態がより明確になったということで、できるだけ認知してもらい、早期に対応してもらうのが基本だと、今回の急増を文部科学省は評価をしているようですが、芦屋町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今回のテストは、ああいう大津のことがスタートで緊急にやりまして、文科省が調査したのは4月から7月までの。学校では、県の場合はいつも毎月で報告書を出しております。毎月、生徒指導の報告書を出して、その中に数値が上がるわけです。それが芦屋町では1件、小学校はゼロだったという報告を今あって。それは新聞にも随分出てはいますが、各県によっていじめの認知の基準が随分ばらばらであったというふうに言っています。ここらが問題なんだろうと思います。しかし、共通してなかなかないわけです。

福岡県の場合も、これで少ないということもあって、少ないほうがいいというわけではないわけです。今は、いかに早くいじめを発見するかと、早期発見して、いかに早期対応するかと、ここが今問われているわけですから、我々にもいじめがゼロというのは決していいわけではないと、もしかしたら見逃しているんじゃないかという認識を持っております。

したがって、福岡県は、それ以後、この緊急対応の後に、無記名で子どもたちに、子どもたちのアンケートやっています。それが今まだ集計されてないようでございますけれども、その中では非常に、さっきもちょっと出てました、例えば悪口を言われたと、これもいじめだというふうに捉えると、もうそれは非常に膨大な数になってしまうわけですが、どこのあたりでいじめというふうに線引きするかというのが非常に難しいですが、アンケートとしては上がってまして、芦屋町の場合でも小学校で1件あったというのは聞いてはいますが、中学校と小学校、若干ニュアンスがちょっと違うわけですが、そこらの認識の違いが出ているというふうに思っていますが、私たちはたくさん上がることが、歓迎するわけではございませんけど、そういうことにならないように日常の指導をすると、そこらのほうに重点を置いておまして、学校に、もしあったら隠すことなく遠慮なくどんどん出ささいと、早期発見で早期対応しましょうと、そういう指導をしております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

ありがとうございました。これで1点目の質問を終わります。

次に、2番目の質問に入りますが、報告すべき案件の判断基準やアンケート方法を都道府県に委ねたために著しいばらつきが出たと報じられていますが、芦屋町はどのような方法で調査をされたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

文部科学省の回答票及び集計表により調査を行っております。調査内容は、児童生徒の実態把握として、いじめの認知件数、そのうち解消しているものの件数等となっております。調査内容は、教育委員会への質問と学校の取り組み状況の2つの内容で、詳細は省きますが、教育委員会の調査内容は6項目30問、学校は7項目15問となっております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

松上議員。

**○議員 1番 松上 宏幸君**

先ほども調査の結果を言われましたけども、一番今回の調査で多かったのが鹿児島県ということですが、これはこの1年間で3万887件出たということで、11年度の調査の78.2倍だったと、このように報告されておりますが、それは文部科学省で報告を求めたいじめの8対応、例えば冷やかし、からかい、仲間外れ、無視、ひどくたたくなどを準用し、児童生徒への質問項目として経験があれば丸をつけるように設定したと。県教育事務所は、児童一人一人の思いが把握できるように配慮したので回答がしやすかったのではないかと。軽微と思われるものも積極的に把握し、1件でも多く発見して解決することこそが信頼される学校だというふうに認識をして徹底した結果だと、このように話しておりますが、いじめの内容など含めていかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

まさにそのとおりでろうというふうに私たちも思っております。子どもたちの実態を見ますと、そういう気楽に冷やかしてみたりというのは生活実態としてたくさんあるわけですが、それが今回いじめの認知の仕方が、いじめとは、いじめの定義みたいな、いじめとはどういうものかという、従来は自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加えて、相手が深刻な苦痛を感じているものがいじめだということがありました。それがちょっと変わりました、いろんな問題があったもので18年度から変わりました、いじめとは、当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。精神的な苦痛も含めていじめに入ってしまった。ですから、無視をされる、昔からありましたシカトとか、悪口言われる、それから冷やかし、これもやっぱり人間関係の中で苦痛と思えばこれがいじめだということですから、鹿児島県の場合、そこらも広げて、過去にあったことがあったら答えなさいと、こういうことで数値が出てきたんだろうと思っております。ですから、しかもこれが起こった場所が学校内外を問わず、部活動のときでもそうでしょうし、いろんなところでそういうことが起こったことを思い出して書きなさい、こういうことがあったからだろう

と思いますけど。

福岡県でも、それに近い形で出てくるわけですがけれども、通常、精神的な苦痛を感じたか感じてないかと、そこが子どもたちの日常の人間関係でもありましようし、学校の生活の中で、先生方がいろんなことを対応する中で件数としては上がってないと。これはよその市町を存じ上げておりませんが、芦屋の場合は、まだそこは何とか先生方が適切な対応をしているというふうに私は理解しております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

一方、認知件数の少ない自治体、ここら辺については、例えば児童生徒のアンケートでいじめられたと回答があっても、学校の調査でこれはいじめに当たらないと判断したケースが多かったと、このように報じておりますが、そこら辺についていかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そこは何とも言いようがない。そこはその話でしょうという以外にないですが。私たちが、仮に町内の学校から上がってきましたら、教育委員会としては、私も絶えず言っていますが、悪い情報はできるだけ早く出せと、そのことがやっぱり早期対応になってきますので、危機管理の常套だろうというふうに私は思っておりますけども。もちろん、そういうことが起こらないように日常から学校生活なり指導の中で、また人間関係の中で子どもたちのコミュニケーション能力を育てたりすることが大事なんです。そして、信頼を学校が受けるということが大事なんです。仮に、そうは言いながら、子どもの世界ですから、何が起こってくるかわかりません。しかし、起こった場合に、それをキャッチした場合、教員がキャッチしたり、保護者がキャッチしたり、もしかしたら地域の方々が認知してくれる。その話を早くいただくことが大事だと。そういう学校と家庭、地域との人間関係とか信頼関係をつくることが一番大事だろうというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

先ほど1,000人当たりの多い順に報告されましたけど、逆に私は少ない順からちょっと報告してみたいと思うんですけども。1,000人当たりの認知件数が1.7件の埼玉県、1.5件の滋賀県、福岡県は1.0で一番少なかったと、このように報じられておるわけですが、この

3県はいずれも友達から嫌なことを言われたなどのケースを除いたと、このように言われておるわけでありませう。冷やかしゃからかいを取り上げていたら現場が混乱すると、これは埼玉県のほうからです。——という判断だと言われていますが、芦屋も県と同じような内容で調査したわけですか。この辺いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

基本的には、そのあたりにつきましては県下ある程度統一的な形ではしてると思っていますんで、判断については、上がってきた分については的確に判断してると。学校のほうでいじめてないというふうな判断はしてない。少しでもあれば、いじめという形でカウントしてるということになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今回の緊急調査では、これ以上の犠牲者を出さないため、個人面談やアンケートなど調査の方法が違い、結果のばらつきは理解できると分析した上で、認知件数を上げるのがいじめに対する積極的なあらわれで、むしろ件数を問題視することがいじめを隠すことにつながると、このように警鐘を鳴らしているところではありますが、この辺についていかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

従来いじめの件数を上げることがよくないというような評価をされてたというように聞いてます。これは大津市の中学2年生が自殺したということから、文科省のほうでもいじめについてはもう的確に把握して、そういう対応をしていこうということで、少しでも子どもが嫌な感じを受けたものについては、先ほど教育長が言いましたように、定義の中でいじめの文言が変わってきております。少しでも嫌なものであればいじめとカウントすると。これは現在上がっている14万4,000件が適正かどうかというのはあるんですが、ある専門の方から言わせれば、全国3万7,000校の小中高校等がありまして、そういったことを考えれば30万件、40万件あっても適正じゃないかというような考えの方もおられます。

従来いじめについては、昔からある分もありますし、1件もないというような、学校ではあり得ないと思っております。当然どこでもあるということの認識の中で、数を上げてもらうというのが、

逆に評価すべきだというふうに思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

ありがとうございました。それで2件目の質問を終わります。

3件目に入らせていただきます。いじめの早期発見と適切な対応について多角的な支援策が求められていますが、どのように考えておられるのかお伺いしたい。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

一番大切なことは早期発見、早期対応です。最初に発見するのは、年齢にもよりますが、家庭であり教師だと思います。いじめの早期発見における視点としては、日ごろと違う表情をしていないか、理由のはっきりしない遅刻、欠席はないか、友達からの挨拶や言葉かけが少ない児童生徒はいないか、一緒に遊んでいる友達に異常なほどの気遣いをしていないかなどを観察し、いろいろな情報を収集する必要があります。教師一人一人がいじめ問題の重大性を正しく認識し、児童生徒のわずかなサインもキャッチできるように、日ごろから教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換、共通理解を図ることが重要であり、いじめられている子を最後まで守り抜くには、家庭、地域、関係機関と連携することが大切となります。

芦屋町における早期発見の取り組みとして、小学校では、定期的な生徒指導会議、児童への学校生活アンケート調査、月1回を実施しており、中学校では、定期的な生徒への学校生活アンケート調査、月1回の実施、教育相談及び生徒指導部会で共通認識を図っております。また、小中合同の生徒指導部会においても情報交換に努めています。早期対応、迅速な対応として、いじめを全て担任任せにせず、全校的な組織体制を確立し、校長のリーダーシップのもとで全教職員が一致協力して継続的に取り組み、教育委員会への報告と、きめ細かな協議を随時行う必要があります。さらに、重大ないじめについては、専門家のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員等による対応によって解決を図る手法も必要となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

いろいろなことを考えておられるようですが、やっぱりこの中心になるのは学校の先生だと思います。やっぱりこの毎日新聞のヒアリングによりますと、小学校から高校の現場の教師の7割がいじめへの対応に時間が足りないと感じていることを毎日新聞で調査してわかったと、このように報じております。4割は保護者との信頼関係に自信がなく、3割が校内の組織的対応が不十分と考えてると判明したと。さらに、2割が警察や児童相談所との連携が不十分と、このように答えていますが、芦屋町ではどうでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

今、おっしゃいました数値、4割、3割、2割というような。学校の教員は、確かに、教科指導を含めて、生徒指導も含めて大変忙しい事態にはあります。これは、自信がないと言っていますのは、個人個人を見ると、やっぱりいろいろ能力差もありましょうし、あるんですが、大事なことは、学校はやっぱりチームで動いているわけです。組織体として動いています。ですから、チームとしてどう対応していくかと、一人では非常に弱いわけですから、そこが一番問われていると思います。

今、先ほど課長も答弁しておりましたけれども、実はきょうも小中合同で生徒指導部会を中学校でやってる。毎週木曜日に4週、第1と第3は不登校を中心にした生徒指導、それから第2週と第4週の木曜日は生徒指導上の問題、特に第4週は小中一緒になってやっております。これは非常にどこでもやってないんだらうと思います。そういう情報交換の中で、今何をすべきかというのを絶えず情報を出しながら対応をしておりますから。その中に入ってるのは、先ほど言いましたように、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、それから芦屋町で雇用しております教育相談員、当然各学校の校長も入ってます。そういう校長を中心とした生徒指導担当者と、十四、五名おりますけれども、その中に私たちもできる限り行かせてもらってますが。

そういう中で、確かに先生方はお一人お一人見ますと、自信のない先生もいらっしゃるでしょう。そういうふうに一般的に先生方のアンケートをとると、そういう数字が出る可能性があります。しかし、私は、それがあっても、学校は組織体として動いていますから、その組織の中で対応していく、そのことが非常に大事であらうと。それをできない学校はやはり大変困ったことになるというふうに思っております。ですから、今の数値は確かにそうだらうと思いつつも、今芦屋の場合はという言い方しますと、何とかうまくいってる、先生方はそれなりにちゃんと対応できているというふうに思っています。

**○議長 横尾 武志君**



松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

芦屋の場合はちゃんとやっているとありますが、こういう質問をするのはちょっと何ですけども、まず教職員の課題として、時間不足であり、その理由として、教育委員会からの調査依頼や会議が多いと、書類作成や授業事務みたいなことでじっくりと生徒の話が聞けない、多忙過ぎる教師が生徒とのコミュニケーションに悩んでいると、こうした実態が浮き彫りになったと、このように指摘をされておられるわけで、先ほどとダブっておりますけども、お聞きのとおり、回答をお願いします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そのデータが芦屋の先生のデータかどうか、ちょっと……

○議員 1番 松上 宏幸君

全国のです。

○教育長 中島 幸男君

全国でしょう。芦屋町の教員は、多忙感を充実感に変える熱意と工夫のある教師を目指すというふうに言っております、多忙感を、やっぱり忙しいんです。しかし、成果が上がってくると充実感につながっていくというふうには私は思っております、今先生方にはそういうご苦勞を掛けておりますけれども、そういう熱意と工夫のある教師がおるから何とかいってるというふうには思っています。確かに、そういう一般的なアンケートをとるとそういうふうになりますけれども、それだからといって何でもやっていいとは思っておりません。これはもう絶えずストラクチャーといえますか、スクラップ・アンド・ビルドということでやろうとしておりますけれども、やはり芦屋町としては、芦屋の子どもは芦屋で育てるということを言っていますので、やっぱり一定以上の水準は確保したいとそう思いますと、みんなで努力していこうということで、その中でやはり成果が上がる教育活動をやっていく、そのことで先生方は自信を持って、多忙感が充実感に変わるというふうには思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

小学校では11年度から、中学校では12年度から、主要教科の授業時間を1割ふやしたという新学習指導要領が実施されると。事務作業も多く、文部科学省の調査によると、教職員の1日平均休憩時間はたったの10分間。こうした状況では生徒とゆとりを持って話せる時間がな

いと現場の職員は嘆いてます。これに対して、芦屋町では休憩は十分与えられておりますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私たちとしては、ちゃんと勤務時間は守りなさいと、残業しなさいというようなことは一切言いません。むしろ帰ってくださいと言ってるんです。節電から光熱費もありますので、もういつまでも残らんでちょうだいと言ってる。

特に、中学校あたりは部活動が今6時半ぐらいですか、そして子どもたちを帰しております。今、部活動もさることながら、4時半から6時まで、3年生はイブニングスタディという形で補習授業的なこと、これは町で教員を雇っていただけてますが。そういうことも含めて、それからやっぱり先生方は教材研究したり、やってるんです。それを私たちは容認してるわけじゃなくて、早く帰ってしてと、仕事を持って。

じゃあ、仕事をどこでするのかという話がある。いろんなことを、それはもうできたら家で。帰ってちょうだいと言いながら、今は、これはいろんなことをちょっと言いますが、皆ほとんどコンピューターで仕事をするんです。そうすると、データを持って帰っちゃいけないようになってるんです、今は。途中で何か買い物をしてるときに物をとられたということがあつた。ですから、どうしても学校で仕事をやりたいという、そういうようなちょっといろんなものがあるもんですから、先生方もなかなか帰れない。そういう点で、決して残業を勧めているわけでも何でもありません。できるだけ早く帰ってくれと言ってますけども、実態としては8時ぐらいに行っても電気ついてます。ですから、そこらが実態で大変ご苦労をかけてますけども、そこらは本当にどうしたらいいのかなと私たちも思ってます。

休憩時間が何とかという話ですが、これは給食が終わったりして、その間とってありますが、これ学校の中では何が起こるかわかりません。子どもたちはずっとおりますから。ですから、何か起こったら何ぼ休み時間、昼休みはこれは勤務時間に入ってませんから、俺は知るかという話にはならないです、何か子どもに起これば、それはもう動いていくわけですから。そのあたりはやっぱり教員の特性として僕はある意味いたし方ないと。そのために教員には4%の手当がついてますので、それを言うと、その4%で働かせるんかという言い方もあるかもわかりませんが、そうではなくて、そういうのを勘案した中でそういう手当がついているというふうに私は思っていますので、先生方にはできるだけ早く帰ってくださいと、ゆっくり休んでくださいと言いながら、実態としてはなかなかうまくいってないというのは事実です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今の教育長の回答によりますと、強制的に残らせてるのじゃないけども、自発的に残ってやられてると、そういうことなんですけど、それはそうしないと一日の作業が終わらないと、そういうことになると思うんですけども、そこら辺について教職員が足りないとか、そういうことはどうなんですか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

教員の採用といいますか、これは、今はもう40人学級でいってますから、40人に1人教員という、これはもう文科省で。芦屋はさらに幸いなことに4年生までが35人学級がある。それから、小中一貫教育をやっていますので、中学校に2名と小学校に3名、5名。それから、少人数指導対応で18時間の先生方とか、それから特別支援の介助員を各学校に1名とか、相当な数の先生方を入れていただいています。ですから、それは先生がたくさんにこしたことないんですけど、もうこれは国の配当以上のことをたくさんしていただいていますので、私はその点はもう大変感謝しております、先生方もそのあたり十分ご理解をいただいていますので、そこらはそういうことで頑張っていたらこうと思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

文部科学省では、いじめの把握をするために、教職員を対象にした、いじめの校内研修を行うよう求めているんですけども、公立小中高校の12%余りが実施していないと、このように回答しておりますが、芦屋町では校内研修はされたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

芦屋町におきましては、研修は行われております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

では次に、深刻ないじめ問題が起こるたびに、日本中が学校は何をやっておるんだと、このようにそんな雰囲気になりますけれども、教師は何を訴えても社会に聞き入れてもらえないという無力感に支配されていると。課題のある学校も確かにあるが、多くの教師は真面目に一生懸命頑張っていると。感情的な学校批判を越えて、こうした教師の意見や心情を社会全体が共有する必要があると、このようにある大学教授は指摘をしておりますが、教育長いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

まさにそのとおりで、そうあってほしいと思います。今はモンスターペアレントという言い方もありますけれども、やはり保護者の方々もお子様が少ないものですから我が子が大事。多くても我が子は大事なんですけども、特にそういう印象はあります。しかし、非常に大事なことは、やっぱり教育は、さっきも申しましたが、学校、家庭、地域と合わせて教育委員会がどうサポートするかが非常に大事なんだろうと思っております。したがって、いろんな問題がありましたら、大なり小なり教育委員会のほうに、私のほうに情報を提供してもらって、そのことでちょっと一緒に考えたり、どうしたらいいかということを決えずやっておりますので、私のほうには、私というより教育委員会には、多分、大なり小なりほとんどの状況がきています。学校が抱えておって、それが後で大きな問題になるとかいう話は今のところはないというふうに思っております。したがって、いわゆる芦屋町ではモンスターペアレントという形で困ったという話は私も承知しておりませんし、そういう重大な問題もまず起こってないというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

家庭環境が複雑、多様化する中で、家庭環境の改善を学校に求められるケースも少なくないと。福岡県の小学校教員は、いじめの原因と解決を教育現場だけに求めても解決しないと。また、同じ福岡県の中学校の教員は、教職員はもちろん、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを手厚く配置するなど、学校教育に人件費の予算をしっかりとつけてほしいと、このように注文をつけております。文部科学省は、スクールソーシャルワーカーを現在の1,113人から倍増させ、臨床心理士などのスクールカウンセラーを公立中学校の全校に、公立小学校の約65%に配置することを計画して予算要求をしていると、このように報じております。

今やいじめは学校だけの問題ではなく、社会全体で解決しなければならない問題だと、このように考えます。こうした教育現場の心情をしっかりと受けとめ、教育への予算のことも含めて、町

長の見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

このいじめの問題につきましては、松上議員のほうから、アンケート等から始まりまして学校現場の対応という形の中で、るる質問があったわけですが、個人的に私が思いますには、やはり大津で中学2年生の男子生徒が遺書を残して亡くなったということで、文科省が大きくアンケートをとったということで理解しております。私は、何かそういうような事件があるたびにやる、しばらくするとまた鎮静化するというので、根本的に何か起こったらすぐやって、しばらく鎮静化する、それが果たしてどうなのかなど。

教育長も、いろいろ多方面から今ご質問されて、お答えになられておりますが、もうこれはやはり大きく言えば、やっぱり心の問題だと思うんです。子どもたちの心をいかにして強くするか。体力もそうなんですけど。これは、学校はもちろんそうなんですけど、一番大きな問題はやはり家庭であろうと思うわけです。子どもたちは、いろんな場面でシグナルを送ってると思うんです。様子がおかしい、いつもとおかしいと思うのは家庭の親が一番気づくことだろうと思うわけでありまして。ただし、小学校も高学年になったり中学生になると、親に心配をかけまいとして明るく振る舞うというようなこともあろうかと思いますが、その辺をいかにやっぱり親御さんが早く見つけて、そしてそれを学校の先生に相談する。今スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーの話が出ましたけど、専門家に相談する。なかなかやはりそういう形になると、子どもたちというのは心を親に開いてくれない場面がある。そこがやはり先生の出番であろうと思います。

また逆に、子どものいじめというのは、やはり子どもたちの中、子どもが一番わかってるわけです。かばったり、それからこれはいじめやないやろうなど。テレビで見ても、えっと、ああいふ形の中でこれがいじめになるのかというような発言をした子どもの場面も見たことあると思います。やはりこれは家庭と学校の中で、その辺で子どもの、最終的には子どもの心をいかにして強くするかということが一番大きな問題であろうと思います。

芦屋町も、芦屋の子は芦屋で育てるという大きな柱を立てておりますので、そういうことで、このいじめ問題、悲惨な事件が芦屋で起こらないよう執行部としても、教育委員会に対しまして、そういう面で支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

確かに、いじめの定義というのは非常に難しいと思います。私がいつも子どもたちに言ってるのは、自分がされて嫌なことは人にすると、これが僕は一番端的な言い方ではないかなと、このように考えております。

以上、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、松上議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、再開は13時より行います。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

**○議長 横尾 武志君**

再開します。

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

3番、刀根正幸でございます。今回の一般質問、通告書に基づきまして一問一答方式で行わせていただきます。

そこで、今回の脈略の趣旨でございますが、やはり住民の皆さんが一番願うものというのは、やはり今が生きている方々が大事にされて、しかも未来の展望を開けるといったところが皆さん望んでおらっしゃると思います。そこで、今回は財政問題というところと、もう一つの教育問題といったところの2点で入れております。

件名といたしましては、1番、町の財政運営について。町の財政運営のあり方といたしまして、次代にツケを回さないような運営が望ましいのだが、現状の町財政については健全財政であるとは言えない。そこで、次の事項についてお尋ねいたします。(1) 一般会計、特別会計を含めた基金高と起債残高について。まず1点、お尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

一般会計、特別会計、あと公営企業会計も含めましたところの24年度末の基金残高、起債残高についてご説明申し上げます。

平成24年度末の見込みとしましては、基金残高が、一般会計が約41億円、奨学金などの定

額運用基金、それから土地開発基金の現金などが約4億円、競艇事業振興基金が約1.1億円、合計で約5.6億円になる予定でございます。参考までですが、このほかに公営企業につきましては内部留保という形での現金残が現在あるわけですが、この額が、24年見込みなんです、病院には2.9億円、それから競艇場で約1.8億円、下水道関係で約4億円、合計で5.1億円ありますので、基金等そういう現金ベースでの話でいくと約10.7億円程度が基金または現金等で見込みでなる予定だということです。

それから、起債残高につきましては、一般会計が7.3億円、公共下水道が約1.4億円、病院事業関係で約4億円、国民宿舎関係で約6億円、競艇事業関係で約3.1億円、合計で約12.8億円となる見込みでございます。

ただ、特にちょっとここで説明が必要なのが、一般会計の7.3億円の起債残高につきましては、このうちにいわゆる交付税措置で100%措置される臨時財政対策債、これが2.6億円あるわけです。この2.6億円というのは、国の税収が不足することによって普通交付税を交付するのに財源がないということで、国が借りてくださいという話が2.6億円ありますので、実際、今この額を除くと4.7億円程度になります。この臨時財政対策債というのは、平成13年からずっと借りてきて、今残高が2.6億円程度になってるということなので、平成12年の一般会計の起債の残高としましては3.8億円当時ありましたので、実際この金額のことを4.7億円と先ほど申しましたが、そこと比べると、臨時財政対策債さえなければの話ですけど、約9億円の起債の伸びというふうになります。

一応、23年度末と24年度末の——24年度末は見込みですが——比較しまして、基金残高は約3億円の増、起債残高は約5億円の減となっております。見込みです。今後、この基金残高、起債残高についてどのように推移するかということが一番興味深いかと思いますが、まず基金の残高につきましては、一般会計とモーターボート競走事業会計につきましては毎年作成する財政シミュレーションがあります。このデータとその他の基金は現状維持として見積もると、5年後の28年度末で約50億、10年後の33年度末で約49億ということになるかと思えます。先ほどの内部留保的な現金については除きますので、その程度になると思えます。それから、起債の残高につきましては、一般会計財政シミュレーションに反映しています臨時財政対策債、それから給食センターの今段階での新設事業の事業費、それから過疎債についてはソフト分のみ、これを算入して、公営住宅関係だとか、下水道、病院関係、こういう新規分を除くと、5年後の28年度末では起債の残高は約9.6億円、現状から約3.2億円の減となります。10年後の33年度末では約5.3億円、7.5億円の減となる予定でございます。

次世代にツケを回さないということなんです、芦屋町の場合、世代間の公平負担、それから負担の平準化、この2つの考え方を念頭に今起債の借り入れを行っています。現在、臨時財政対

策債を除いて借り入れてる起債のほとんどは過疎債がメインになってるわけですが、この過疎債の償還年数につきましては12年というふうになってます。こういうことからして、今世代間の公平負担というよりも負担の平準化のほうにシフトして今借り入れているような実情になっております。

ちなみに、先ほど説明しました24年度末までの借り入れが128億円あります。これは128億円は今後どう推移するかということなんですが、新規に借りなかった場合、この128億円だけが今後どうなるかとなれば、10年後の33年度末には約100億円減って26億円まで減少します。なもんで、十数年でもうほとんどの今借りてるお金の分については償還が終わるということでご理解してください。よろしく申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

今回、基金並びに起債の関係でお尋ねいたしましたのは、今後に事業として起債の部分がいわゆる病院会計で40億、企業債と過疎債。そして、そのほかにも、例えば今回トンネルの事故とか、そういったところが起きましたように、今まであった公共施設に対するの負担、そういったものが十分に担保としてされてるかという確認でございます。今、お聞きしたところによりますと、いわゆるその辺のいわゆる世代間の標準化という方針の中で、今の生きている方、そして次の未来に対するところも公平に負担し合いましょうというところの部分で、わかりました。

ただ、問題が、次の質問に移らせていただきますが、公債比率というところでよくあらわされますけども、現在、芦屋町が14.台のところで一応きてたと思います。他の郡内に比較して芦屋町のほうが高いんですという資料が、実は先だって拝見することができたわけです。そうしたときに、新たにいわゆる病院の40億となったときに、公債比率がどうなるのかというところの部分で、問題はイエローカードというんですか、というところで18%台を超すとイエローカードですというところで、単純計算で、今の基金高、債権高ですか、それからの部分でぼんと見ると、どうしても今度40億、今で14%、単純にするともう18%超えてしまうといった形になるもんですから、その公債比率というものの考え方をちょっとこの中でご説明申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

実質公債比率の数値ですが、郡内を含めて紹介します。芦屋町は23年度で11.6%になってます。遠賀町は9.6%、水巻町が8%、岡垣町が4.9%です。参考までに、芦屋町と人口規模、就業構造等が同じ県内の類似団体、これにつきまして鞍手町が10.6%、大刀洗町が



11.2%というふうになっています。

どこまでの起債が可能かというようなご発言なんですが、起債の制限については起債事業に対する国の助成、いわゆる交付税措置がありますので、起債の総額ではなくて、税金などの一般財源で負担しなければならない真水の返済額と申しますか、それが各市町村団体の財政規模に対してどうなのかということです。これが問題になりますが、この指標が実質公債費比率というふうになります。国は、この数字が18%、先ほど言われましたが、18%を超えたら公債費負担適正化計画ということで計画をつくるのが義務づけられます。借入を今協議でほぼ借り入れてるのが許可制ということで、一応お伺いを立てて許可してもらうというふうなことになります。ただし、18%を超えたからといって即起債の制限を加えるものではありません。問題なのは25%、これを超えると起債制限団体という位置づけがされます。単独事業の起債が認められなくなるというようなのが実情です。

芦屋町の場合、現在11.6%、約12%程度あるんですが、18%まででいけば、6ポイントあと余裕という言い方はおかしいんですが、数字上あります。この6ポイントが返済額でどのくらいの額になるかといいますと、平成23年度計算のこの実質公債比率計算の積算根拠、それから数値的なものが全て同じ内容、それから金額とすれば、大体1ポイントが約3,000万の年間の返済額になります。なもので、6ポイントといえば1億8,000万がこの6ポイントに相当する償還額となります。この額はあくまで交付税措置を除いた額になります。純粋な真水の部分の償還額が1億8,000万となりますので、例えば過疎債の場合、償還金の70%が交付税措置になりますので、残りの30%が一般財源で返すお金です。これを逆算すると、23年度の償還金の返済金の内容、金額、ここが全く変わらないとすれば、23年度、単年度でこの18%になるためには、過疎債なら新たに72億円を借り入れることになります。

わかりやすく利子を除いて単純計算でお話しますと、過疎債については12年償還ですので、72を12で割れば6億ということで、単純に割ると年間返済額は6億円になります。6億のうち交付税が70%でありますので4億2,000万、これが交付税措置されますので、残額の1億8,000万、これが一般財源で返済する額になりますので、先ほども説明しましたように、3,000万で1ポイントということなので、18%になるためには、過疎債の場合、単年度で考えれば、単純に考えて、ほかの借入とか一切せずに考えたら、72億円を単年度で借りれば23年度では18%になるということでございます。

今後、実質公債比率については、ここ数年で庁舎のアスベスト、耐震化のため工事をしました。それから、小中学校の耐震化も急ぐ必要があったということでやりました。それから、町民会館、中央公民館についても長寿命化の改修事業ということでやりました。さらに、団塊の世代の方の退職に対応するために退職手当債、これはもう純粋な借金でありますけど、こういうことを借り

てまして、今償還が始まっているのが何件かありまして、ここ数年は上昇傾向は避けられません。それで、数値的には、毎年毎年基礎数値が変わりますので何とも言えませんが、恐らく29年前後のピーク時には17%近くまでにはなるかという可能性はありますが、ただし、その後につきましては、退職手当債の元金が多いので、これが29年度がピークになります。これが終わると暫時減少していくというふうな状況になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

一応、財政的な部分でも担保されてるんだというところがある程度見えてまいりました。ただ、今、少子高齢化というところの中で、町そのものが高齢化してきてますし、子どもが少なくなっている。合わせて、それに伴って人口が減っていく。人口が減っていったときに税収としての関係も少なくなってくると思うんですが、その計算の中にあっても大体17%ぐらいのところではおさまるでしょうというふうな考え方でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

それは普通交付税のまた計算のほうでややこしいですが、税収が減ることについては、基本的に普通交付税を計算するときには、芦屋町にはこのくらいの税収があるということを100とします。そうしたら、交付税の計算上では、芦屋町には75%入りますというふうな計算になるわけです。例えば、芦屋町に10億お金が入るとします。そしたら、芦屋町は一応7億5,000万収入があると見ましょと、2億5,000万は除きましょと。出のほうで、基準財政需要額といいます、これが30億あるとしたら、7億5,000万と30億の差で22億5,000万を普通交付税で交付しましょという話なので、税収が減れば、その75%については、出が、基準財政需要額が変わらなければ25%の交付税の影響額が出ると、収入のです。そういうふうにご理解してもらえれば、影響額については4分の1程度というのが今後出てくるかと思います。

○議員 3番 刀根 正幸君

はい、わかりました。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは、次の3点目に移らせていただきます。公営企業法に規定する一部適用と全部適用の

違いについて、まずご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一部適用、全部適用の違いということです。この件は、公営企業法の法律に基づくものなんです。地方公共団体が経営する企業につきましては、組織、それから財務、職員の身分取扱等を定めるものです。現在、芦屋町では、公共下水道事業及び病院事業につきましては一部適用、競艇事業につきましては全部適用というふうになっております。一部適用というのは、経営の基本原則、特別会計の設置、経費負担の原則等、地方公営企業法の財務規定のみを適用するものです。全部適用については、財務規定のみでなく、企業管理者の設置だとか、組織に関する規定など、地方公営企業法の全部を適用するというものでございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

次に、4点目として、競艇事業は全部適用を23年度ですか、行ったと思うんですが、この全部適用について、競艇経営状況はどう変わったのかということについてご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

競艇事業が全部適用を行ったが、その後どのように変わったかということでございますが。先ほど23年と言われましたけど、平成22年に競艇事業は、芦屋町ほか2カ町の施行組合から芦屋町の単独施行に移行した際に、それまで地方公営企業法の一部適用から全部適用に変わっております。

全部適用により、先ほど財政課長が説明しましたように、法の全部適用により管理者を設置いたしました。このことにより、管理者には事業の経営に関するほとんどの権限が付与されたことにより効率的、弾力的な運営を行うことが可能となりました。特に、事業運営においては機動性、迅速性を発揮することができるようになりました。

その環境の中で、平成22年度からの主な新規事業といたしまして、ご承知のとおり、モーニングレースの開催、それからアシ夢テラスの開設、ミニボートピアのオープンなどなどを手がけてきております。このことにより、経営状況としましては、平成22年度、23年度と純利益を生じることができております。ということで、ご承知のとおり、22年、23年度と一般会計に繰り出しもできるという環境になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは、次に、今回、病院事業、これは質問の要旨のところでは全部適用という格好で書いてありますが、実は独立法人化ということで、先だって経営形態のところでは出ておりましたので、内容を変えることによって何の効果があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院事業の経営形態につきましては、現在、地方公営企業法、財務適用のみの一部適用でございます。病院事業の経営形態の見直しにつきましては、平成19年の12月、総務省が策定しました公立病院改革ガイドラインに基づいた公立病院改革の一つの大きな項目であります。これに基づいて全国の自治体病院におきましても平成20年度から公立病院改革プランを策定し、その改革プランの中で経営形態の見直しについても行うように求められているものでございます。

その目的につきましては、地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営の効率化を求めるものでございます。

経営形態の見直しの中で、その選択肢として、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化の中での非公務員型、指定管理者制度の導入、民間譲渡の4つの形態がございます。地方公営企業法の一部適用につきましては、国の施策の中ではこの選択肢はございません。経営形態につきましては、昨年5月から町立芦屋中央病院経営形態検討委員会の中において、将来にわたって中央病院が持続可能な事業運営をしていくための経営形態は何が最も適しているのかと議論をしていただいておりますが、その答申では、おおむね3年をめぐり、経営責任者の責任と権限において自立的、弾力的な経営が可能な地方独立行政法人化への移行が最も望ましいという答申がなされているところであります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

問題は、私が、やはり病院の独立法人化というところで、これは先ほどお聞きした内容のところでは、やはり管理者がそこに設置され、そしてその管理者権限において一つの組織そのものがされて、そしてある意味一つの、何ていいますか、給与体系から、そういったところの分野まで

入っていくといったところで、それが弾力的に運用できるからというふうに聞こえるんです。ただ、この弾力的というのもある意味間違えますと、そこに今まで働いていた職員、その方々の給与の切り下げとか、そういったことにつながってきますので、その辺は十分に配慮されて、そして健全かつやっぱり持続可能なというところを中心に進めていただきたいと思います。

次の町の財政運営というところの中で、マスタープランで示されている考え方についてということで、今後の具体的地域づくりビジョンについてお尋ねいたします。

今回のこのお尋ねしているその内容というところでは、このマスタープランに掲げられている要旨があります。この中には、第1章に、住民とともに進めるまちづくり、そして地域づくり、安全で安心して暮らせるまち、子どもがのびのび育つまちというところを書いてあるんですが、ある意味具体的にやっぱり問題課題というものがある程度見えているんだけども手の打ちようがないといったところで、ある意味置いている、そのまま置いている部分があるのじゃないかなというふうに考えているわけです。

つきましては、この地域づくりという形の中で少子高齢化、これは具体的に言いますと、先だって大君区の中で福祉マップづくりというのをやっていったんです。そうしたときに、いわゆる現在の住んでる方々の65歳以上の世帯というところで色分けしまして、70歳以上の世帯、75歳以上の世帯という格好で色分けしたときに、これは5年、10年には単身とか、そういったものばかりになってしまうと。合わせて、ある意味自治区加入率もかなり厳しくなってるものですから、その辺について、地域づくりビジョンについて何かあればと思ひまして、お尋ねしております。よろしく申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

刀根議員の質問のマスタープランで示している考え方について、今後の具体的な地域づくりビジョンがあるのかという質問の総論について私のほうから答弁させていただきます。各論について、その後質問があれば担当所管のほうから答弁させますので。

地域づくりビジョンということでございますが、ご存じのように、総合振興計画を最上位計画としております。それぞれ今刀根議員から各論等がお示しになられたわけでございますが、それぞれ施策を進めるために、生涯学習基本構想、それから地域防災計画、高齢者福祉計画などを定め推進しております。また、観光の基本構想、それから地域福祉計画、環境基本計画などの策定も順次行っておるのが現状でございます。

第5次の総合振興計画の将来像、議員もご存じのように、この表題に「魅力を活かし、みんなで作る元気なあしや」というふうにさせていただいておるわけでございますが、その実現のた

めに、先ほど申し述べました計画のほか、各種の施策、事業の推進はもちろん、芦屋町の活性化のためには、常々お話をさせていただいておりますように、町民力、地域力、職員力のそれぞれのパワーアップということが重要であろうかと考えております。このことが「みんなで作る元気なあしや」の実現に結びつくものだと信じております。

自治区のことについてでございますが、皆さんのお住まいの地域を基盤に地縁というきずなで結ばれた住民の共同体で、この中には社会教育の分野でもあります公民館活動もあり、この自治活動と公民館活動の2者が車の両輪として、高齢者への福祉活動、子ども会活動、防災、防犯活動などを含め、自治区のコミュニティーづくりを行っていくのが理想ではないかと思えます。

しかしながら、議員もご指摘のように、現実にはやはり少子高齢化の波で子どもが少なくなってきております。そして、高齢者の方がやはり単身だとか、高齢者同士の世帯がふえておるのが現実でありまして、そしてまた、そういう方の世話をする人がいない。担い手がいないなどの非常に深刻な問題に直面しているのも事実であるわけでありまして。

こういうような諸般のもろもろの問題の解決という一つの中に、自治区の再編も考えられるわけでございますが、子ども会、老人会などが自治区を横断して組織化することも一つの方策であろうかと考えます。そして、それぞれの分野で望ましい形を、それぞれの団体が主体的に具体化していくことが重要であろうと考えております。行政といたしましては、その検討の中で、できる限りの支援をしてまいり所存でございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

今、町長のほうからご答弁ありがとうございました。まさに一つのコミュニティー活動という形で、それができるようなまず組織づくり、再編までを含めてというふうな言葉を受けとめさせていただきますが、これは今もう既に、実は区長会の中でそういった会議をしてるところです。ところが、なかなか前に進まない。

そういったところで、まずは地域づくりビジョンというところで、これは前のところにも、一般質問にも言わせていただいたんですけども、やはり格差が余りにも多過ぎて、片一方に20戸、片一方は500戸みたいなところでは、もう20戸の中で一つの自治活動がかつがつかなくても、公民館活動ができない。この2つが両輪してやはり地区が元気が出てくるというふうにご考えております。ぜひそういったビジョンを、これはあくまでも行政としてこれが理想的ですというところを示していただき、そして、それに向けて中で、団体のところで十分に協議して、そういった調整をしてくださいますと。そういったビジョンがあると、そういったもう既にそれに取っか

かっていますんで進めやすいという状況も考えられますので、ぜひそれをお示しいただきたいと思  
います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、教育行政の充実についてといったところで、まず1点目、芦屋町一般  
会計に占める教育費の割合は12%強であります。この予算で十分な人づくりが可能だと考えて  
いますかというところで質問させていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本田 幸代君**

それでは、現在の教育費で十分な人づくりが可能かというご質問に対して答弁いたします。

平成24年度の当初予算における教育費全体の予算額は7億2,300万円で、一般会計に占  
める割合は約12.6%です。これは郡内各町と比較して、やや高い数値であります。また、こ  
のうち生涯学習課が管轄する社会教育費、それから保健体育費を合わせますと3億1,400万  
円で、教育費全体に占める割合は43.4%でございます。

さて、現予算で十分な人づくりが可能かのご質問ですので、現在の生涯学習の推進状況を報  
告しながら答弁させていただきます。

平成21年4月にスタートさせました生涯学習基本構想では、基本方針に「夢・希望・志を実  
現するまち、芦屋」を掲げています。この基本方針の実現に向けた手だてとして「誰もがいつで  
も主体的に学べるまち」そして「人々が交流し支え合ういきいきとしたまち」の2本柱を考えて  
います。ご存じのように、生涯学習は人づくりでございます。そのため芦屋町では多方面からバ  
ランスのとれた事業に取り組んでおります。

それでは、最初に、青少年を対象とする事業についてご説明いたします。子どもたちの健全育  
成やリーダー育成を目標に、ハンズ・オン・キッズや佐野市交流事業を行っております。また、  
ボランティア活動を通して子どもたちの社会力を育成するりーどぼらんていあキッズ事業も本年  
度から始めております。さらには、子ども会、育成会を通して自治区子ども会のリーダーを育成  
しながら活動の支援も行っているところでございます。また、他町にはない芦屋釜の里やギャラ  
リーなどの文化施設を活用した心の教育も行っております。このように青少年の育成に関しまし  
ては、多方面から取り組み、力を注いでいることは芦屋町の生涯学習の特徴の一つと捉えており  
ます。

次に、高齢者を対象とした事業では、校区ごとに祖父母学級を設置し、世代に応じた学習機会  
を提供しており、さらには世代間交流事業として各小学校生徒との交流も図っております。また、  
別の視点では、町民体育祭を初め、自治区対抗のグラウンドゴルフ、ソフトバレー、ソフトボー  
ル大会など、スポーツを通して自治区のコミュニティーづくり、人づくりも図っております。

次に、公民館活動でございます。先ほども公民館活動のお話出ておりましたが、自治公民館活動には公民館長のリーダーシップは欠かせません。公民館活動も区によって差が見られています。教育委員会は、平成23年度に公民館係を設置し、公民館活動や自治公民館長のリーダー育成にも力を入れております。今後、先進地の視察や研修などを積極的に行い、さらにリーダーの育成を図っていきたいと思います。

このように芦屋町では、生涯学習を通して「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」を目指しております。

最後になりましたが、ご質問の現予算で十分か否かにつきましては、予算が多いのにこしたことはありません。しかし、私どもといたしましては、町の財政を鑑みて、費用対効果を考え、最大限の努力をする所存でございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

これは私も先ほど言ったと思うんですが、高齢社会といったところで、これはある意味、何とか、スポーツを通して健康づくりを進めますということと、もう一つは、そういった事業を余りしないで病院通いをその高齢者がしたとしたときに、どちらが行政効率高いですかという問題なんです。

私は逆に、生きがいを持って活動し、そして、その中で、例えば昔、はやったことで、ピンピンコロリというふうな言葉があったと思うんです。これは、生きてる間は生きがいを持って運動し、活動し、そして亡くなるときにはころっと次の世代にバトンタッチを渡すということが最高の幸せじゃないかという意味合いなんですけども。

そういった点を考えたときに、例えば今、係の編成の中で、やっぱり社会体育というのは社会教育上に大きな意味を持つんじゃないかなと。そして、ある意味、高齢者が25年ぐらい過ぎると一つのピラミッド形に人口構造も変わってくると思います。それまでは、そういったことを考えていくほうが、むしろ行政効率として、全体的な経費として高くなっていくのじゃないかなという意味合いで、このところで一応問題提起をさせていただいております。ぜひそういった視点を含めて組織の見直しというのを行っていただきたいなというふうに考えております。

次に、芦屋町には、芦屋釜の里の社会教育施設があるが、この振興策をどのように考えていますかということの質問をさせていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。



**○生涯学習課長 本田 幸代君**

それでは、芦屋釜の里の振興策をどのように考えているかということについて答弁いたします。

芦屋釜の里の振興につきましては、平成17年度に定めました第1次芦屋釜の里振興計画に基づいて進めております。その振興計画では、鋳物師は16年間、研修員として工房で技術を習得し、その後、独立する計画になっています。まさにその独立が平成25年4月でございます。

現在、町では鋳物師独立の支援を行っております。まず、この芦屋の地で芦屋釜の復元が成功し、芦屋釜制作の技術を習得した鋳物師が独立することを茶道会へ周知しなければなりません。茶の湯釜を必要とする人は茶人に限られているといっても過言ではありません。すなわち、県内はもとより、茶人が多い東京、京都の茶道会へ周知する必要があると考えています。具体的には、茶道具を収集している美術館などへ釜を寄贈し、展示や茶会への使用をお願いすること。それから、マスコミや茶道関係の出版物などを活用して周知していくことを考えております。昨日の町長の行政報告にもありましたように、10月には東京にある日本有数の美術館であります五島美術館に茶の湯釜を寄贈することができました。五島美術館では展示やお茶会での使用を考えられています。また、来年には裏千家お家元、そして京都の細見美術館にも寄贈する予定でございます。また、有力な茶道雑誌「なごみ」というのがございますが、そちら、それから小学館発行の月刊誌で「サライ」というのがありますけど、こちらのほうからも原稿依頼があっており、このようなチャンスを生かして全国的にPRを積極的に行いたいと考えております。今後、鋳物師独立支援の具体策については、検討委員会を開催し、行政として可能な支援策を考えていきます。

最後に、芦屋釜の里全体の振興策につきましては、現状のような教育施設として存続させるのか、あるいはより観光に対応した施設として運営していくのかが求められます。今後は、現在策定中の芦屋町観光基本構想との連携を図りながら、第2次芦屋釜の里振興計画の策定を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

今、芦屋釜の支援ということで、ある程度技術を持った鋳物師のところの支援ということでお聞きいたしました。これは、実は遠賀郡の区長会がありまして、その中で、実はもう2ミリの芦屋釜がある程度もうできてますとあったときに、私も頼もうというところでおっしゃった方が何人かおらっしゃるんです。ところが、もう目いっぱい予定が入っているから、もう今年はだめですといったところでお話があって、かなり今この技術的な部分は日本各ところにいるんだな

というのは感じました。ですけども、やはりここ平成7年ですか、芦屋釜の里ができて、もう十七、八年ぐらいたってるわけですが、これからの育成というのが本物になってくると思いますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

今回、学校教育につきましては何でお尋ねしなかったかといいますと、実は先だって来られた方が芦屋の教育について勉強したいということで、教育長のほうから詳しく説明していただいたんです。そのときに、やっぱりとことん頑張っていらっしゃるなというところがありましたので、その節はどうもありがとうございました。やはりこういうふうなところが頑張っていくというのは、一つの方向性なり、そこに気持ちがつながっていく信頼というものが一番大事ななど。やはり情報を的確に、そしてそのところで、やはり今のところも、そして未来に向けて一つの希望が持てるといった行政を進めていただくことを期待し、一般質問と終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

次に、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

4番、妹川です。

通告書には4件記載しておりますので、第1件目から始めたいと思います。

本年4月20日に福岡県への提出期限としていた整備方針に基づいて、特養80床の枠に2つの事業者が応募しようとしたけれども、さまざまな案件が満たされず、結局受理できなかったというようなことになっています。これによって、25年度に繰り延べた形で同じく80床の枠が与えられたと。

今度こそは選定委員会も設置されました。平成22年度のあの50床のときには選定委員会も設置されていなかったし、議員の皆さんも町民の皆さんも、あの地区の皆さんもほとんど知らされていない中で、50床のある会社が、町長は22年度6月9日に意見書を出されているわけです。そういうことであつたにもかかわらず、今回は選定委員会も設置されて公正・公平で透明な形で進められ、特養の精神に基づいてふさわしい事業者が選定をされると。このように、安心して暮らせる特養を待ち望んでいる人たちがたくさんいるわけです。

ところが、ここに一般質問に立たざるを得なくなったのは、やはり何かしらあの平成22年度、そして平成24年度の4月のときと同じように何か、引きずっているものが非常にさまざまな問題が生じてきているということで、そういう疑問がありますので一般質問をするわけです。

まず、22年度50床の枠が示されましたけれど、なぜ選定委員会を設置しなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

ちょっと妹川議員。それ、どこに載っとる。

○議員 4番 妹川 征男君

関連で質問していますけれど。

○議長 横尾 武志君

関連やないで、ちょっと。件名をちゃんとして要旨を、ちゃんと一から。ずっとありますから、その要旨順にちょっとやってください。まだ、関連も何も、何も質問しとらん。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、わかりました。そうしましょう。

○議長 横尾 武志君

お願いします。

○議員 4番 妹川 征男君

今の質問も後からしますので、福祉から。

11月9日に締め切り期限がありましたけれど、申し込みの事業者は、何社。そして、受理したのは何社ありますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成25年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者の公募につきましては、24年の7月の5日付で福岡県から送付された平成25年度に実施する高齢者福祉施設等の整備に係る協議の受付時期等についてにおいて、福岡県は、9月以降に25年度高齢者施設整備方針を示すとされ、それを事前告知として、まず7月11日の町のホームページで公表しております。その後、9月7日付で（「議長」と呼ぶ者あり）

○議員 4番 妹川 征男君

私、申請が何社ありました、でいいんですから、その前置きは要りません。

○福祉課長 吉永 博幸君

わかりました。この結果、11月9日を町への提出期限として町のホームページで告知、公募したんですけども、3事業者から申請があり、2事業者の協議書を受理しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

3事業者が申請を出したけれど、2社受理したということですね。では、その受理できなかったのは、なぜでしょう。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が示した25年度高齢者福祉施設等整備方針に基づき、地域住民の同意を得ていることが必要ですが、その確認ができませんでしたので、書類の不備として受理できませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

2番目のこの選定委員会があったわけですけど、その前に、24年度の県からの施設整備上の留意点というのがあります。ちょっと私、読みますので。

「協議施設の建設予定地の隣接地の地権者、道路や水路等を隔てて地権者を含む地域住民及び水利権者から協議施設の設置について同意を得ていること」というふうになっています。

で、課長に読んでいただきたいのは、町の協議事項の隣接地権者とは、どういうふうにしたものをホームページに出されましたか、読んでいただきたいのですが。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町のほうでは、25年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者協議要項というものを示しております、公募の際。その中の3番に整備方針というのがございます、「福岡県の定める平成25年度高齢者福祉施設等の整備方針に基づきます」というふうにしております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

質問をそらさないでください。「隣接地権者の範囲は、道路や水路等を隔てた地権者も含むこと。また、隣接地権者で土地所有者と土地利用者が同一でない場合は、両方の同意を得てください」こう書かれていますから、それを読んでほしかったんですよ。確認ですけど、よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ホームページの、ホームページ……。協議要項の中でそれを示しておりますので、そのとおりでございます。すみません。先ほど大卒のことを言ったもので、そういう説明になりました。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

2社受理できた中の1社、K社と、それとW社といたしましょうか。その中で、2社とも地元の地権者の同意書は、ちゃんとそろっていましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

書面で確認できております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

W社というところは、どれぐらいあるかわかりませんが、隣接地主が。

で、そのK社というところは、私の知る限りでは——これは皆さん方に配付してあります字図です。これは私も法務局に行ってきました。私は、30年ぶりに行きました。例の、はまゆう団地の裏側にできた火薬庫問題です。あのときには前面道路が4メートルと。2メートルから1メートル75センチしかない道路が4メートル道路というようなことがあって、建築確認申請書も取り出しました。前面道路が4メートルであると。そんなはずはない。地主さんたちも非常に反対をされました。そういう中であって、三十数年ぶりに法務局に行って取ってきた物のコピーです。

今、あなたは、全てあるというふうなことでしたが、この建設予定地の地主さんは、地主1、2、3、4、そして山鹿保育所、それと5があります。この1、2、3、4、5、6、6全ての隣接地主の同意書があるんですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

県の整備方針に基づいて隣接地主の同意書というのは、とっていくようになります。したがって、これに基づいた地主の同意書というのは確認されております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それは、あるということですね。受理しているということですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長、この1、2、3、あるのかということだが。

○福祉課長 吉永 博幸君

協議書は受理しております。

○議長 横尾 武志君

印鑑があるのかということを知っているわけ。あるのかないのかを言えばいい。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、ございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

隣接地主の同意書が地主1、2、3、4、5、6全てそろっているということですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

隣接地主として整備方針に基づいて位置づけられている方の同意書面は、そろっておるということでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、先ほどの町の協議要項の「隣接地権者の範囲は道路や水路等を隔てた地権者も含むこと」これは大きな道路がありますね。道路があって①、②、③、④、⑤というのがあるんですけども、あるということですね。であれば、なぜこんな建設予定地に分筆しているんですか。この黄色い部分で書いたものは分筆されているわけですけど、質問します。この字図は、町はこの隣接、分筆されていない字図をもらっているんですか。それとも、分筆した字図をいただいていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

提出されたのが11月9日でございますので、11月9日時点の字図ということで、これと同じものの書面、字図というのをいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、この分筆した理由は何であるかということ、そのK事業者に説明を求めましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

プレゼンテーションのときの説明ではございますけども、通学路の安全対策などのことのためというふうな説明は受けております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

安全対策のために、こういう分筆をするということですね。私は、先ほどの火薬庫問題について、この地主さん1と、3番と4番の方はよく知っているんですよ。それで私はお話にしました。「同意書なんか出していませんよ」と。「同意なんか出すわけないよ」そして、こういう分筆した図面をお見せしましたところ、「物すごくだまされた」と。「怒りふんまんです。何でこんなことせないかんのか」と。

そして、結局はその2名の方、4番の方も同意はしていたけれど、「私は同意できない」ということで、町と県に対して「同意はいたしません」と。そういう文書を、町は受け取っていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町のほうには届いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

「私は、社会福祉法人何とか会の関係から、特別養護老人ホーム建設に対する隣接地権者として同意を求められましたが、今現在同意していないことをお知らせいたします。また、隣接地権者の同意が得られないことを避けるための分筆は、特養及び社会福祉の精神に反し、禁じられていることも申し添えます」ということで、11月22日、プレゼンの日に届いているはずですが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

どのようなことでこの情報を妹川議員が入手されたかはわかりませんが、これは隣接地権者などの文書のような形ではございますが、町へ届け出にいられた方は、本人ではなく、第三者でございました。また、同様の物が配達証明付郵便でも届けられています。この差出人も第三者です。文書としては総数で3枚です。そのうち、2枚はカラーコピーの物でございました。文書の送り先は、町長及び私福祉課長宛てでございます。そして、今言われたように、同意していないことをお知らせするという内容でした。

また、この文書の一部は、選定委員による審査の最中に届けられ、その他の物は選考が終了して、町長が決裁を受けた後に届けられております。このように芦屋町の審査選考は終了していません。今後はこれらについては、許可権限を持つ福岡県での審査というふうに町のほうでは考えております。

ただ、なお別件ではございますが、この1件と同様に隣接地権者から「一旦建設の同意はしたが、同意を撤回し、同意しない」との文書が町へ配達証明付郵便で送付されています。これは建設同意を撤回するというような内容です。さきの件との因果関係は不明なんですけども、同意を取り消すという文書の関連から、ぜひ説明しておきたいと思います。

この郵便の差出人は、第三者でなく、関係者でありました。協議書の受理、不受理を決定する上で町のほうで確認したところ、隣接地権者が全く知らないところで文書が作成され、隣接地権者が所有していない印鑑が押印されておりました。結果としては、隣接地権者の同意の意思が確認され、当該差出人からも陳謝されております。

このことについては、関係者以外の第三者が関与していることが、もうはっきりわかっております。また、この郵便は11月9日に届くように期日指定されていたものでした。11月9日は、事業者からの協議書提出の期限の日でございました。さらに、芦屋町へ送付された文書の封筒の筆跡を見ますと、差出人本人の筆跡とは全く異なっていることもわかっています。このように、私文書の偽造が疑われるような犯罪行為があったことを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。



○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、そういう文書が受け付けられて、その地主の①、②、③、④、⑤の方に対して「こういう文書が届いているけれど、間違いないか。それとも今、偽造か、それが別の方がつくられたものであるか、どうなんですか」ということを問われましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほども申しましたように、この文書というのは、県への送致が済んだ後に届いた物もございます。で、県としては、今後審査された中で判断していくというふうに回答されておりますので、私どものほうからは特段は行っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

山鹿地区の区長さんに11月の13か14日に、同意をしない理由書を提出してもらっていますよね。11月の13でしたっけ、14日ですか。同意をしない理由書を提出させていますね。だったら、地主さんに対しても同意をしない理由を聞くべきではありませんでしたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

11月14日というのは、町の審査の段階での書類を預かっている状況での確認でございます。これらにつきましては、県へ送致した後でございますので、県のほうが持っております。県での審査の中での確認ということで、とめさせていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

再度確認しますけれど、隣接地主さんは何人いらっしゃるんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

どちらを、この図面を配付されたということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで隣接地主というのは、1、2、3、4、周りです。周りの下の山鹿保育所も含めてなんですけども、左、建設予定地を囲んでいる地主さんです。直接建設予定地と接しているところは隣接地主というふうになります。（「6ということいいんですか」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

だから、1、2、3、4、5、6の山鹿保育所で、6でいいんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

隣接地主というのは、1、2、3、4、5、6、7です。

○議員 4番 妹川 征男君

7つ、あるわけですね。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、7つです。

○議員 4番 妹川 征男君

わかりました。その7つ、全て同意書が11月9日までに出ていたということですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町のほうは整備を要請するところですので、町については同意書は出ておりません。それ以外につきましては同意書は出ております。（発言する者あり）

○議員 4番 妹川 征男君

それ以外って、どういうこと。

○福祉課長 吉永 博幸君

町以外です。

○議長 横尾 武志君

課長、もうちょっと詳しく。ちょっと言い足らんと。わからんよ。課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

隣接地主の同意書、地主ということなんですけども、町は、特養を整備してくださいと要望する側ですので、町有地については、隣接地主としての同意書は要りません。ただ、上物を使って

いる方は要りますけども、それ以外については隣接地主としての同意書はございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町長に質問いたします。

先ほど読んでいただきました「隣接地権者の範囲は、道路や水路等を隔てた地権者も含むこと。また……」というようなことがあるわけですけど、町長は、その5人なり6人なり、町のほうは、山鹿保育所はそうだろうと思うんですけど、5つ、ないしは6つ全て同意書が届いているという前提で判断されたわけですね。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まず、最初からお話ししますと……。

○議員 4番 妹川 征男君

いや、もういいです。そこの、それを……。

○町長 波多野茂丸君

いえいえ、最初からお話ししないとわからないと思います。町の役目、県の役目というのがございますので。

町は、この前からもお話ししていますように、県の整備方針に基づいて事務事業を町はやるわけです。で、結局、いわゆる書類のチェックですよ。いわゆる、結局県が言ったこの書類がそろっているかどうかということのチェックをする。それで、書類をチェックしてその締め切りが事前に持ってみえて、それから9日までに出示してくださいということですよ。

それで、妹川議員が言われておりますそれがどうなのかこうなのか、調査をなさйтеというようなことは、結局ないわけです。それで今、るる課長が説明しておりますが、いろんなことが、前回はいろんなことがございました。

で、何かあったら、全て県に相談をなさйтеと。1つ1つ、いろんなことは。だから、県に相談をした上、結局3社のうちに1社がどうしても書類が不備であったので、2社は全部そろったと。そろったというところで、選定委員会にかけさせていただいたということでございます。そのことは妹川議員、何回もお話ししていますので、ご理解されていると思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町長は、11月23日付で平成25年度の意見書を出されています。で、先ほど私、6月9日、平成22年の6月9日と言いましたけれど、6月29日でした。

で、これを見比べてみますと、今回の場合は、私ちょっと質問しますが、下から2行目、「答申に指摘事項が加えられており、町としても改善を要望しますので、答申書の写しを添付します」という意味は、どういう意味なのでしょう。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

事業者からは、設備、それから事業運営、そういったものがいろいろ提案されています。で、ひょっとしたら説明できなかったことも含まれているかもしれないんですけども、やはり「こういうところは改善してほしい」、トイレとかを——具体的にはトイレというのはあったんですけども、「身障者用のトイレ、確かに車椅子が回転できるようになっているんですが、もう少し大きくして利用しやすいようなトイレにしてほしい」とか、そういう内容が記されておる物でございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

今のお話を総括的に見ると、私が地主さんのところでお話を聞いたことと、それから今、全て同意書がそろっているということでしたから、私は地主さんのところへ行って確認をしてきます、どちらが本当なのか。もし、私のほうが間違いであれば、それは、おわびするしかありませんが、もし地主さんの言っていることが正しければ、どうなるのか。その同意書というのは、にせものですか。そういうことって考えられますね。確認に行ってきます。

それと、先ほど山鹿の田屋地区のことなんですけれど、先ほど刀根議員のほうから、「地区でつくる元気なまちづくり」地域づくりビジョンという話の中で、今回の特養をめぐって田屋地区の皆さんは、「今まで築いてきた家庭的な関係、きずながずたずたに分断され、人間関係が本当にぎくしゃくになった。」と、残念だというふうに嘆いている方々が多いんです。私も、はまゆう団地は田屋と一緒にしたから、昔、だから田屋の皆さんとも仲よしの人はたくさんいらっしゃいます。

そういうことによって、やはり安心して、安全で住みやすいまちづくりを目指す町政として、また福祉行政として、何とかこれをやっぱり修復するようなものにしていかなければならないんじゃないかというふうに思っています。

2点目、ポートピア勝山に行きます。

ポートピアの問題ですけれど、非常に悩ましい事件に発展してしまいました。町長が2人の地主、原告から提訴されたとのことだが、これは事実ですか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

町長が地主から提訴されたことは事実かというご質問ですけれども、事実でございます。ポートピア勝山で借地しております地権者から福岡地方裁判所小倉支部に土地の返還を求める訴状が提出されたため、裁判所より、答弁書の提出を求められる文書が送達されたところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

このような事態になった原因は、何でしょう。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

このようになった原因ということですが、ポートピア勝山につきましては、本年9月30日付で旧施設会社であります株式会社ビー・ケーから施設譲渡を受けたところでございますが、施設の敷地の一部に借地がございますので、この借地部分の借地権についても引き継いでおりました。

しかしながら、地権者は、この借地権の譲渡については承諾していないとしており、土地の返還を求められているものでございます。この件については、今後弁護士と協議の上、対応について検討していくこととなりますが、今後裁判で争うことになろうかと思っております。その場合、発言の内容によっては裁判に影響を及ぼしますので、大変申し訳ありませんが、これ以上のことについては答弁を控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この私たち芦屋町のトップである波多野町長が訴えられるということは、芦屋町議会も訴えられることと同じなんですよ。町民に対して訴えられることと同じなんですよ。そういうような状

況に、町長が他町の2人の地主さんから弁護士さんを通じて民事訴訟という形で訴えられたわけでしょうけれど、私たちにとっても非常に残念でたまらないし、また私たちの恥ずかしい面もあるわけです。

ところで、副町長にお尋ねしますが、今まで長い間事務官として職責されましたけれど、町長のトップが、首長が訴えられるというようなことが、今まであった例がありますか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私自身はございませんが、地域によっては、各町のいろんな運動家の方たちがいらっしゃいますよね、行政訴訟を起こすと。で、今、一応私が広域で代表理事を務めさせていただいておりますが、広域ではもう何度もあります。それから、隣の町に——隣町、遠賀町なんですけど、行政訴訟をしょっちゅう起こされる人がおまして、トップは常に、もう何十回と訴訟を起こされております。

町長が行政訴訟等を起こされるとかいうのは、やはり訴える側は自由でございますので、異議を唱えられていろんな形で訴訟を起こされるわけでございます。私は、町長になってこういう裁判で訴えられ、提訴されたということは初めてでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

行政訴訟ではなくて、民事で小倉地裁から訴えられたことはありますか、と言っているんですよ。

○町長 波多野茂丸君

隣町は、行政訴訟なのか民事なのか、ちょっと私はその区別はついておりません。それから、広域でも民事なのか行政なのか、その区別はついておりません。ただ訴えられたというだけの話しか聞いておりませんので、その仕分けはできておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

行政訴訟と民事訴訟は大きな違いがあります。小倉裁判所からこういう通達でもって原告、そして被告という形になるわけですから、大変違った内容です。

ところで、この公判は、来年の1月何日にあるようになっていきますか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

第1回口頭弁論の期日は、1月9日でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私たち議員に対しても、これまで地元の方々から3回お手紙をいただいております。議員の皆様、もうよくご存じのように、第1回目は24年の9月15日、総務財政常任委員会の議員に対してそういう説明の文書がありました。

そして、それに基づいて私は、9月議会の中で、私は3点で反対討論をして反対いたしました。もともと無償譲渡契約書を見せられない、と。もう終わった話なんだけれど、地方自治法第96条でありながら、その契約をする時点では見せられないかもわからないが、もう6月28日の話でしょう。これ見せられないと。見せられないで、それは議案を審議してくれ、賛否を問えということは、それこそナンセンスだというような形で、ここで言いました。

そして、地主対策ができず、先に無償譲渡契約を交わしていると。異議申し立ては来ていると。私は、ここで反対討論をいたし、反対し、4人の方が反対いたしました。にもかかわらず、可決、補正予算、冒頭の議案が、補正予算が可決されたわけですけれど、もうその時点で、私たち議会議員も、議会として審判を受けなければならないというふうに考えているわけです。

そういう意味では、町長は、裁判の費用は個人で出されるのか、弁護士費用として町費から出されるのか、私はわかりません。私は、この3点について全く失政というか、まさに行政の形すらなされていないような中で、公費を使って裁判の弁護士費用を払うなんて、私は考えられないんです。しかし、まあ使われるでしょうけれど、これが半年、1年かかるのか、和解で済むのかわかりませんが、やはりそういうことについては明らかにしていっていただきたいと。また、このことについては、町民に対してのやはり説明責任を問われていると思いますから、それについてはどうお考えになるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その前に今、弁護士費用が云々というようなお話をされましたが、やはり公私の別は、つけな

ければならないと思うわけです。これは芦屋町として訴えられております。で、私は町長やから芦屋町町長。私は、個人的に訴えられておるわけではない。このことだけは妹川さんご理解の上で、そういう質問をされておるのだと解釈いたしております。それと、裁判費用の公私というのは、いろんな事情の妹川さんの仲のいい方たちのお話のことだと思って、関連した弁護士費用だと思っております。

で、そのことにつきまして、町長はどう説明するかということでございますが、これは先ほど課長がお話ししたように、ビー・ケーという会社から借地権についても引き継いだという形の中でやっておるわけです。そして、ビー・ケーとその地主さんが地代を払っておった。そうしたら結局、何があったかはわかりませんが、結局供託という形の中で地裁が起こったわけですね。そして、これは唐突なんですよ、その訴状が届いたのが。話を聞くところには、円滑に話は進んでおるといような話は承っておったんですが、唐突な形でその借地を返してくれと。そして、結局もとに戻してくれということで、大変驚いておったわけでございますが、まことに遺憾であります。

このことをどう説明するのかというふうにも問われても、訴えた方に聞いてみないとわからないわけです。真意がわからない。唐突に、結局方針が変わったのかどうなのかというのは、やはり裁判になって、こちらに瑕疵があったのかどうかというのはわからないわけです。こちらは訴えたほうではないから、唐突に訴えられたところやから。その辺については今の段階では説明のしようがないし、はっきりした時点で何らかの方法でお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

中身は流れがどうであれ、無償譲渡の契約を6月26日にして、地主対策はほとんどできていない、ビー・ケー任せだったかもわかりませんが。

6月28日の無償譲渡契約を交わす前に、町長や職員は、地主と何回会われましたか。回数だけでよろございます。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

地権者と会った数ということでございますね。契約前に地権者の方と私どもがお会いしたのは、1回でございます。

○議員 4番 妹川 征男君



1回。

○事業課長 藤崎 隆好君

はい。それは、その借地の件でということではなくて、今回の譲渡についてご説明に地元自治区のほうに上がった際に、地元自治区の役員の方で地権者の方がおられたということで、そういったことでお会いしたのは1回だけということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、6月28日から10月1日に無償譲渡のための譲渡の登記をされましたね。10月1日にはもう登記されて芦屋町のものになってきたわけですけど、6月28日から10月1日までに、何回行かれましたか。地主とお話は何回行かれましたか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

まず、今回の訴えにされておられる地権者の方が2名おられまして、1名は地元みやこ町のほうにお住まいで、もう1名は東京の方ということですので、今ご説明しているのは、みやこ町にお住まいの地権者の方ということでございます。契約後に地権者の方とお会いしたのは、2回でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

裁判で訴えられて被告になれば、もう会う必要はないでしょう。それはもう裁判所で、公判で説明されるでしょうし。

でも、私たち総務財政委員会では、この地主からの手紙を受けて、またその後の総務財政委員会でも7名全員の方々が「町長みずから何回でも行かないかんのやないか」ということを言われていました。私もそうでした。

では、その後、町長が地主のところ、何回行かれましたか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ここは2つ問題がありまして、周辺対策の問題はご存じですよ。それで、一般質問のときにも採決のときにも、議会で、何度も行くようにというのは、いわゆる自治区の周辺同意の方のところ結局行くようにというようなことだったと思います。地主のこと、この話ではなかったと思います。それは妹川議員、勘違いされていると思いますので、ほかの議員さん方に確認されてください。

それで、何回行ったかということでございますが、私と局長と次長と課長と、4人で一度お伺いいたしました。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

今から1月9日の公判に向けて、いろいろな考え方をまとめられていかれると思いますけれど、私たち議員として町民として、やはり代表である町長がこうやって訴えられたことに対して、非常に町民の品位を落とすというか恥というか、伝統ある芦屋町の歴史、文化、それに対して汚点を残すのではなかろうかなというふうに思います。やっぱり誠意をこめて公判で、また地主の相手の弁護士さんが出てこられるでしょうから、誠意を持って取り組んでいただきたいと思います。

では、3番目の町立芦屋中央病院についてに行きます。

今、この芦屋中央病院建てかえ問題は、芦屋町民の最大の関心事です。町長は、9月議会の中で、今井議員の質問に対して「まだ決定ではないが、中央病院の改修もやることになれば、競艇場以来の大型事業になるものと思われる」こういうのが、あしや広報だよりに出ています。

私は、これに追加してほしいんですよ。今から25年前の玄海レクリゾート構想、それを変えなきゃいけませんよ。あのときの7社でしたか、タウンリゾート構想のときの7社、福岡銀行やマリン何とかいろいろなものがありましたけれど、あれについては芦屋町の財政そのものが5,000万円でしたっけ、資本金が1億円でしたから。やはり今後のバブル経済がはじかれようとしたときに、何でこんな物をつくるんか、と。

そして、400億円という金額がふくれあがるときに反対運動が起こって、そして住民投票条例を制定されてわずか二十日間で四千三百何十名の署名が集まって、そして議会が始まって、それで埋め立てることに賛否を問う住民投票条例の案が否決されましたね。それから、町長選になるわけですけど。

私は、この問題は競艇場以来の大型、プラス玄海リゾート問題に発展するものだと思っています。そういうことを考えたときに、検討委員会の答申が3月に出まして芦屋町の議会特別委員会で、今井議員が委員長として9回真摯に検討してきました。時間をかけてやりました。

ところが、11月、何かの議会全員協議会で、芦屋中央病院の建てかえにおける町の方針決定ということで出されました。そして、あしや広報では、そのような町の方針決定、そして住民説明会を11月19日、23日、26日に開催をしますというような内容で、私は唖然としました。なぜ、この議会特別委員会に、その内容についてお話されなかったんですか。

そして、10月29日には、こんなすばらしい経営形態検討委員会答申書というのが出ていますね。もういただきました。これについては、議会の調査特別委員会のいろいろな報告についてのそれらしき回答というか、そういうのが一切ないんですよ。それは、なぜそういうふうになったのか、お聞きしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

副町長。

**○副町長 鶴原 洋一君**

なぜそうなったのかということより、要旨にございます特別委員会の報告を執行部と、それから経営形態検討委員会についてどう受けとめたかということでございますので、これに対してお答えをさせていただきます。

まず私からは、執行部の受けとめということで、お答えをさせていただきたいと思います。

議会の調査特別委員会においては、施設については「必要な投資を検討すべき」とあり、「前向きに進めるべき」とのご意見でございました。経営及び財務については「診療科目の見直しなどを行い、安定的な経営とすべき」とのご意見でございました。経営形態につきましては「病院トップによる自立的な組織体制を構築すべき」とのご意見でございました。

このように病院の必要性を認めつつ、安定的経営を目指すことが肝要であるというものと理解をしております。執行部といたしましても、この議会の報告書を真摯に受けとめ、これを前向きに検討してきたところでございます。ただし、診療科目などの見直し及び経営形態につきましては、中央病院経営形態検討委員会の答申をいただいておりますので、これを踏まえた中で、今後さらに検討を重ねていくものでございます。

施設につきましては、建てかえと場所については方向性は出させていただいておりますが、診療科目など病院機能が決まらないと具体的な作業に入ることができません。これらにつきましては、本議会に予算としてご提案している基本計画の中で、今後約1年をかけて成案を得るべく検討していくことになるものと考えます。この基本計画を進めていくための前提として、建てかえとその場所について、あらかじめ決めておく必要があったものですから、基本計画策定前にその方向性を出したものでございます。

このように議会の報告書を真摯に受けとめ、さらなる検討を行ってきたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ここに、議会の調査特別委員会の中に10ページにあるわけですが、「なお、今後は執行部においてさらなる検討を行い、町民負担と医療体制の必要性や方向を町民に十分説明、理解された中での事業運営を進めることが重要である」というようなことで報告書を出したわけです。

我々は、そういう建てかえを決定するとか、山鹿地区に求めるとか、そういうようなことを広報あしやに出されたことによって、町民の皆さん方は「もう決まったのか」と。「議会の議員も賛成してしまったのか」という声をたくさん聞きます。

で、私は、3回、3地区で説明会がありましたので、全て3回とも行きました。きのうの行政報告の中で七十数名の方が——住民の方も参加されていたということですが、やはり病院の先生や看護婦さんが多くて、実際の住民の方は30名足らずかなというふうに思っています。なぜ、こんなに住民説明会において町民の方々が少なかったのか、分析されていますか。

○議長 横尾 武志君

どなた。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

アンケート調査もいたしました。それから、広報についても24年の5月1日号で答申について、いわゆる病院事業検討委員会の広報も出しております。そして、7月1日号で、その病院が抱える問題と課題についてご報告をさせていただきました。その中では、いわゆる検討委員会の答申内容の説明の中ではその方向性はまだ決まっておられません。ただし、方向性が決まり次第お知らせをしますということで、7月1日号の広報に、方向性が決まり次第お知らせをするという内容で広報を出しております。

そして、その検討結果を11月15日号の広報で、移転建てかえの方針決定をお知らせしたと。流れとしては、そういう流れでございます。そして、11月15日号の3回目の広報で、住民説明会をあわせてやりますということの周知徹底を図ったつもりではございます。

ただ、今、妹川議員さんおっしゃるように、なぜ少なかったのかというのは、これはちょっとその分析というのまではやっておられません。一番最初のアンケート調査の中で——これは23年度に行ったわけですが、60%の方たちが「中央病院はぜひ必要」というご回答をいただいております。そして、「どちらかといえば必要だ」ということで32%、あわせて92%、92%という言葉をずっと出してはきたんですが、60%の方が「ぜひ必要」だというようなご回答の中で、「あっ、よかったね」というような感じで捉えられたのかなというふうに思っております。

したがいまして、その参加者が少なかったのは、そういうことも一つの原因かなというふうには考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

私も、特別調査委員会の中でもこの92.5%というものがひとり歩きして、しかも、ないよりはあったほうがいいですよ、誰だって。でも、四十数億円のものがかかるということ。それから、先生の問題とか財政的なものとか、交通の問題とかそういうものを考えて、事実に基づいて出されたものをアンケートに出せば、パーセントはずっと減ると思います。そういうような分析の仕方をやってほしいんですよ。

やはりこういうふうには、やっぱり病院としても、また執行部としても建てかえたいという思いがあるから、作画的にこういう表現になっていくし、そういうアンケートの取り方をしていくというのは、もう常套手段なんですよ。

やはり、町民の皆様が本当に目指す病院とは、何なのかと。診療的な科目は何が欲しいのか。今回、住民説明会ではなくて、住民への提案という形にすべきだったんですよ。提案します、と。皆様のご意見をお聞きしたいというようにすべきだったと思います。

ぜひ今回、またいろいろと、これは入り口であるというようなことをおっしゃっていましたね、山鹿公民館で。「皆様方のご意見を十分に反映した形で進めていきます」というのはおっしゃっていましたから、再度アンケートをとるなり、そして提案型でやっていただきたいというふうに思います。

時間があと1分少ししかありません。せっかく用意をされていたかと思いますが、4番目に行きます。

去る9月議会で、公文書のずさんな記録、伺書、起案書に白紙、ゼロ、2年、5年、10年、永年と書かれてあるものが、もうほとんどないんです。で、たまには5年があったり、永年というのもありました。

さて、これについて指導されたと思いますが、どのような改善を図りましたか。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。総務課長、時間ないよ。

**○総務課長 小野 義之君**

一応、答弁ということでさせていただきます。

文書番号や保存年数が記載されていない起案文書についてのご指摘をいただいたようなことで

すが、文書取扱責任者であります係長が文書事務の意義を認識して業務に当たるよう指示しております。

この文書事務の意義とは、「地方公共団体の事務は、文書に始まり文書に終わる」といわれるように、ほとんどが文書を通じて行われております。したがって、文書の処理がいかに正確、迅速に行われるかによって事務能率に大きな差異が生じてくるということでございます。このため事務処理におけます文書事務の果たす役割を考えて、その重要性を強く認識しなければいけないというわけでございます。

で、基本となるのは、文書事務取扱規程ということになりますので、この規程の第7章で保管、保存及び廃棄についての手順を示しております。保管については、第36条で「処理が完結した文書は、文書取扱責任者において翌年度の末日まで保管しなければならない」と規程しております。保存方法については、第44条の2で「文書取扱責任者は、主管課長の指示を受けて、完結文書を保存しなければならない」と規程しております。

こういった改善策と考えていますのは、こういった文書取扱責任者に対して共通認識を持たせた中で研修等を行って、今後適正な文書管理に努めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

時間を超過してしまいました。

一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問を終わります。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

明日も一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

午後2時45分散会

---